

## 令和2年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

令和2年6月19日（金曜日）午前10時開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 一般質問  
日程第 6 議案第31号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 7 議案第32号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算  
日程第 8 議案第33号 令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算  
日程第 9 議案第34号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第10 議案第35号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
日程第11 議案第36号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
日程第12 議案第37号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第13 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について  
日程第14 議案第39号 工事請負契約の締結について

### ○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 譲二 君		4番	井上 章二 君
	5番	坂本 志郎 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長 湊屋 稔 君 副 町 長 川 端 達 也 君

教 育 長	和 田 宏 一 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企 画 振 興 課 長	八 幡 雅 人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税 務 財 政 課 長	対 馬 憲 仁 君	税 務 財 政 課 長 補 佐	飯 島 東 君
環 境 生 活 課 長	松 崎 博 幸 君	保 健 福 祉 課 長	太 田 洋 二 君
福 祉 ・ 介 護 担 当 課 長	福 田 一 輝 君	保 健 ・ 国 保 担 当 課 長	洲 崎 久 代 君
産 業 創 生 課 長	大 沼 良 司 君	ま ち づ くり 担 当 課 長	石 崎 佳 典 君
建 設 水 道 課 長	佐 野 健 二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
社 会 教 育 課 長	野 田 泰 寿 君	社 会 教 育 課 長 補 佐	湊 慶 介 君
図 書 館 長	菊 地 理 恵 子 君	会 計 管 理 者	仙 福 聖 一 君

---

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	鹿 又 明 仁 君	議 会 事 務 局 次 長	長 岡 紀 文 君
-------------	-----------	---------------	-----------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内のマスク着用並びに出入口3か所を開放いたします。ただし、発言時において、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から6月24日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案審査のため6月20日から6月23日までの4日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月24日までの6日間とし、会議規則第9条第1項及び議案審査のため6月20日から6月23日までの4日間は休会することに決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月16日、書面にて第71回北海道町村議会議長会定期総会が開催されました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和2年第2回羅臼町議会定例会に議員皆様の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

議長よりお許しをいただきましたので、4件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、「新型コロナウイルス感染症について」であります。

新型コロナウイルス感染症については、4月16日に全国に出された緊急事態宣言は5月25日をもって解除されましたが、依然として北海道内でも毎日のように感染者の報告がされております。

国では今後は、感染拡大を予防する「新たな生活様式」の定着などを前提として、一定の移行期間を設け、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしています。北海道としても、「新北海道スタイル」を定め、住民と事業者が、これに取り組み、感染リスクを低減しながら、経済活動を始めております。

当町の対応としては、町政だより等により「新たな生活様式」の周知を図り、善意でいただきました、手作りや使い捨てマスクを感染リスクの高い妊婦さんや高齢者など必要な方にお渡ししております。

引き続き、防災無線や広報等を活用した啓蒙や、感染予防のための物品の配布等により、感染拡大防止に取り組むとともに、感染防止に配慮しながら休止しておりました、高齢者サロンなどを再開してまいります。

次に、「羅臼町特別定額給付金の給付状況について」であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛をはじめ様々な行動が制約されることとなった全国民に給付される特別定額給付金につきましては、当町においても家計への支援を行うため、5月11日に町内全2,110世帯へ申請書を送付、5月18日から申請を受付し、町民皆様に給付してまいりました。

令和2年6月17日現在の給付状況は、給付対象者数4,856人中、受給者数は4,775人、給付総額4億7,750万円で給付率は98.3%となっております。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策として郵送による申請を奨励した結果、町民皆様の御協力をいただき、申請件数2,052件のうち1,883件、91.8%が郵送で申請されております。

そのほか、役場窓口での申請が151件、臨時申請会場での申請が12件、オンライン申請は6件であります。

申請期間は8月18日までとなっておりますので、今後も町政だよりや防災無線で早期の申請を促してまいります。

続いて、「新型コロナウイルス感染症にかかる経済支援策について」であります。

新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、全給水契約者を対象に料金改定による増額分についての、今年度請求分の水道料金を減免することとしたところでありますが、水産加工品や冷凍加工品等の流通にも大きな影響が出ており、業務上、使用する水量が多量で、水道料金が高額となる事業用の給水契約者を対象に、令和2年6月請求分より今年度請求分につきまして、水道料金の70%を減免することといたしました。

また、日本全国で外出の自粛や休業要請がされたことで、外食産業の低迷が続いております。町内水産加工業各社の努力により、様々な対策が講じられていますが、その一助となるよう、水産加工品の福袋を提案し、知床らうす海鮮福箱として、各事業所の製品を詰め合わせて販売することといたしました。本事業の内容は、市価の80%で各社製品を提供いただき、町が30%を負担することで、1万円分の冷凍海産物の詰め合わせを5,000円で販売するものです。数量1,000箱を用意し、町民の皆様に御購入いただいた後は、東京らうす会、札幌らうす会などにも御紹介する予定です。消費の町内循環を活性化させるためにも、早期の取組が効果的と考え準備を進めてきたところであり、6月10日町政だよりで予約販売の受付を開始し、商品の受渡しは6月28日、日曜日、2階建て漁港市場前でドライブスルー方式により行うこととしております。

次に教育についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」について、指導に必要な授業時間を実質的に確保することが大切との通知があり、町内小中学校の夏季休暇を9日間短縮し8月1日から8月16日までの16日間とし、冬季休業につきましては8日間短縮し、12月29日から1月11日までの14日間としたところ です。

また、町立幼稚園につきましては小中学校に合わせた日程とし、羅臼高等学校につきましても長期休業を同様とした内容の報告を受けております。

これにより、小中高校の標準授業時数は実質的に確保されておりますので御報告させていただきます。

2件目は、「令和2年度羅臼町防災訓練の実施結果について」であります。

今年度の防災訓練は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による中止ということも検

討してまいりましたが、いつ何時起こるか分からない災害に備え、住民や各事業所などの皆さんに「防災を意識する日」として、釧路気象台からの助言をいただきながら、津波被害の心配がない地震想定での訓練とし、避難所へ避難をしない代わりに、家庭や職場において地震から身を守るための「シェイクアウト訓練」のほか、家庭内や職場内の非常持ち出し品の確認を行っていただくことを目的に実施させていただきました。

訓練は、去る6月10日午前10時40分より、羅臼町全域を対象に地震の規模マグニチュード6.3、羅臼町の震度は5弱の地震想定で実施しましたが、今年度は避難所への避難を行わなかったため、全体的な参加人数の把握ができず、例年との比較はできませんが、各学校や福祉施設、民間企業などからの報告があった参加人数は総勢976人となりました。

また、羅臼消防署、羅臼駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊、羅臼漁業協同組合の関係機関には、災害時における情報伝達訓練を中心に御協力をいただきました。

例年、訓練については平日の勤務時間帯ということもありますが、各家庭や事業所におきましては、この防災訓練を機会に非常持ち出し品の再確認などのほか、いつ起こるか分からない自然災害から「命を守る」という行動への意識を高めていただく機会になったものと考えております。

多くの皆様に御参加をいただきましたことにお礼を申し上げ、報告といたします。

3件目は、「交通事故死ゼロ700日達成に対する受賞」についてであります。

この度、令和2年6月14日に羅臼町交通安全協会様が、700日の長きにわたり、交通事故死ゼロを記録したことに対し、公益社団法人北海道交通安全推進委員会より表彰されましたので、御報告いたします。

この記録は、これまでの羅臼町交通安全協会の交通安全街頭啓発をはじめとした啓発活動への取組と、町民の交通安全に対する意識の高揚によるものと考えております。

本町の交通死亡事故ゼロの記録が、今後も継続していけるよう、羅臼町交通安全協会と連携し交通安全の啓蒙普及活動に取り組んでまいりたいと思います。

4件目は、「鮮魚取扱高について」であります。

お手元に配付をさせていただきました日報は、令和2年6月17日付のものであります。ここまでの水揚げ状況は、数量で前年同期から見て下回っているのは、ホッケ、マス、スケソウ、ウニ、タコなどでありまして、それ以外の魚種もトキサケ以外は横ばいの状況であります。総水揚げ数量も、昨年同期を大きく下回っております。魚価も、コロナウイルスの影響が大きく響いており、軒並み安値となっており、取扱い金額も昨年同期と比べ4億5,000万円の減となっております。

年々落ち込む資源量、漁獲量の激減についても心配されるところではありますが、今後、コロナウイルスの影響などで操業や流通、飲食店など卸先の休業や生ものに対する魚離れでも想定されることから、不安要素は尽きません。この事態において、基幹産業や経済に多大な影響がありますことから、羅臼漁業協同組合や商工会などと情報共有をさらに強化

し、場合によっては流通、販売方法の見直しなど、必要な対策を講じていかなければなりません。

いずれにいたしましても、一日も早いコロナの収束と、事故なく大漁であることを心から願うものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

---

## ◎日程第5 一般質問

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番坂本志郎君。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） マスクをしなくてもいいという議長のお許し出てますので、マスクを外して、2メートル以上あるから大丈夫ですね。

それでは、通告に基づき一般質問をいたします。

初めに、「新型コロナウイルス感染対策」についてお伺いします。

日本では、4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、同16日に対象を全都道府県に拡大、北海道は特に重点的に感染拡大防止の取組を進めるべき地域として特定警戒都道府県に指定されました。6月18日現在、昨日までですが、全国での感染者数は1万8,419名、前日より70名ほど増えています。亡くなられた方は954名、北海道は1,172名で、前日より5名増えて、亡くなられた方は93名であります。

打開の光がまだまだ見えない状況が続いています。亡くなられた方への哀悼、御家族へのお悔やみ、最前線で危険と隣り合わせで奮闘されている医療スタッフの皆さんへの敬意と感謝、様々に頑張っている方々への連帯は、多くの人たちの共通の思いであろうと考えます。

現在、緊急事態宣言は解除されましたが、当町を含め、経済・社会活動の再開は、感染防止をしながら段階的に進めていかなければなりません。北九州、あるいは東京都での新規感染者の拡大に見られるように、ウイルスによる市中感染は現在も続いており、第2波、第3波へのしっかりとした備えが必要です。

その上で、4点お伺いします。

1点目、感染拡大から町民の命と暮らしを守るために行政として感染予防対策と暮らしと町内経済の活性化対策についてお答えください。

2点目、当町の国保診療所、この医療現場の感染対策設備の状況についてお答えください。

3点目、学校再開に伴う子どもたちの安全に学ぶ環境づくりの考え方について、学童保

育、小中高及び教職員についてそれぞれお答えください。

4点目、コロナ危機の中での自然災害対策の考え方を教えてください。

次に、教員の「変形労働時間制」に関して伺います。

1点目、1年単位の教員の変形労働時間制とはどのような制度か、教えてください。

2点目、現場の教職員は、この変形労働時間制をどのように受け止めているか教えてください。

3点目、変形労働時間制について、教育長の考え方を教えてください。

4点目として、当町はこの変形労働時間制を導入するのかを、これをお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から2件の御質問をいただきました。

1件目の御質問につきましては私から、2件目の御質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

1件目は、新型コロナウイルス感染対策に関して4点の御質問であります。

1点目の「感染拡大から町民の命と暮らしを守るために行政として独自支援を含む今後の重点施策は」の一つ目の感染予防対策についてであります。

感染予防の対策といたしましては、関係機関への情報収集を行い、診療所や町内介護施設等へ不足していた消毒液やマスクの提供、重症化のリスクの高い介護サービス利用者や妊婦、幼稚園児から高校生へのマスクの配布、さらに、町内の株式会社マルナカ様から次亜塩素酸水の提供を受け、町民の皆様や商工事業者へ配布しております。

マスクの着用がない来庁者に声をかけ、必要な方に手作りマスクをお渡ししております。

今後も感染予防対策は継続する必要がありますが、様々な社会経済活動と並行して行うこととなります。羅臼町役場では新しい生活様式の実践として、北海道が取り組む「北海道スタイル」安心宣言を行い、庁舎内での感染予防対策について町民の皆様に御協力をいただくとともに、町が行う各種事業について感染予防対策を取った上で実施するなど、しばらくは新型コロナウイルス感染症とともに生活することを意識していただきたいと思っております。

次に、「暮らしと町内経済の活性化対策」についてであります。

国、道が取り組む各種経済支援事業が示されており、実施時期を踏まえて、効果的な対策を講じていきたいと考えております。今後の重点施策として現在準備を進めているのは、今定例会で補正をお願いしております、プレミアム付商品券事業であります。プレミアム率30%の商品券で、発行額6,000万円にプレミアム分を加算し、7,800万円分を発行、販売期間は8月3日からで、使用期間を令和3年1月31日までとする予定です。全国的にコロナ収束ムードが漂っておりますが、自粛要請の延長などにより、町民一人一人が慎重な行動を心がけ生活している状況であります。今後、新しい生活様式、新北

海道スタイルが定着し、消費意欲が回復する時期を見据えるとともに、年間において消費が拡大する時期であることも理由の一つとして8月に事業をスタートさせ、より効果的な経済活性化を期待するものであります。

また、長引くことが予想される事業者の業績低迷に対し、効果的な支援を講ずるべく町内関係機関と情報交換をしているところです。今後は特に、基幹産業である漁業が最盛期を迎えるに当たり、求められる効果的な支援について検討してまいります。

2点目は、「医療現場の感染対策設備の状況は」との御質問でございます。

診療所の対応につきましては、隔離スペースの設置対策など、医療資源が限られている中、マニュアルに準じて対応をしております。根室管内での発生状況が非常に少なかったこともありますが、感染リスクを考慮しながら、事前に聞き取りを行った上で医師の判断の下、新型コロナウイルス感染の疑いがある患者を厳選して診察しております。

現在まで、診療所で新型コロナウイルスの疑いを持って対応した患者は5名ですが、このうち2名の方は車の中で、3名の方は診療所内の隔離スペースで防護服及びマスク等の感染対策を施した上で診察しております。

感染対策に使用する備品の在庫状況は、防護服8枚、サージカルマスク1,600枚、N95マスク120枚、使い捨てエプロン400枚、手袋1万8,900枚となっております。状況を見ながら補充することとしております。

3点目は「学校再開に伴う子どもたちの安全に学ぶ環境づくりの考え方」についてであります。

当町では国の指導を基本とした登校・下校のルール徹底、各教室でのソーシャルディスタンスの確保、国からの補助金等を活用し、学校が一番必要な物として考える消毒のアルコールやそれに係る消耗品、密を防ぐための備品などを増やすことで、安心して指導できる環境づくりをいたしました。これにより子どもたちは安全・安心で授業に専念できること、教師も安心して指導できる環境を整えたところです。今後も感染拡大防止につながる備品等について各学校等と話し合いながら進めていくこととしております。

4点目は「コロナ危機の中で自然災害対策の考え方」についてであります。

羅臼町地域防災計画においては、自然災害が発生した際、住民の生命及び身体の安全、保護を図るための対策として、必要と認める地域の居住者、滞在者等に避難の勧告または指示を行うとともに、避難所を開設し、避難者の収容を行うと定めております。

現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、避難所の開設に当たっては、避難者等の感染症対策に万全を期すことが重要であると考えております。こうした状況の中においても、災害はいつ起こるか分かりません。災害が発生した際には、新型コロナウイルスを含む感染症対策を講じた上で、速やかに避難所を開設できる体制にしておかなければなりません。

こうしたことから、北海道では本年5月に感染症対策を踏まえた北海道版避難所マニュアルの改正が行われたところであり、当町におきましても、同月、改正後の北海道版避難

所マニュアルを基本に羅臼町避難所運営マニュアルを改正したところであります。

この改正では、避難所内における衛生状態の悪化や長期化する避難生活などの影響により、避難者の体力や抵抗力が低下することで感染症が発生しやすい状況となり、また、集団生活を余儀なくされることで感染症が拡がりやすい環境となるため、感染症に留意した対応として、可能な限り多くの避難所を開設することや避難所以外への避難の検討、避難者等の健康管理や避難所の衛生管理など、それぞれの項目に分けて、行政や避難者自ら行うべき対応や事前の備えなどについて追加したものであります。

併せて、設備・備蓄品の例につきましても具体的に示すとともに、感染症対策のため避難者自ら持参することが望ましいものについても例示したところであります。

また、各指定避難所において、避難者等が3密を避けるために、必要な間隔をとった場合に収容できる想定人数の試算も行ったところですが、これに併せて発熱者等の専用スペースや感染リスクが高く重症化しやすい高齢者等のスペース確保等、施設全体のレイアウト、動線等についても国の示すガイドラインを参考にしながら感染拡大防止対策に努めてまいります。

そのほか今後の取組としては、毎年実施している防災訓練等の機会を通じて、マニュアルの検証や、住民への周知・啓発に努めるとともに、災害時備蓄品についても感染症対策に必要と考えられるものを備蓄していきながら、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大時における自然災害への対応に万全を期してまいりたいと考えております。

この後は、教育長から答弁させていただきます。

**○教育長（和田宏一君）** 2件目は、教員の変形労働時間制に関して、4点の質問をいただきました。

1点目は、「1年単位の教員の変形労働時間制とはどのような制度か」についてであります。

1年単位の変形労働時間制とは、1か月を超え1年以内の期間における、ある一定の対象期間において、平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で、同期間内の特定の週において40時間以上、特定の日において8時間以上の労働をさせることができる制度と認識しております。

これまで、教育公務員を含めて地方公務員においては、1カ月の変形労働時間制は適用されていましたが、地方公務員法により1年間の変形労働時間制は適用除外となっており、昨年12月の公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布により教育公務員に対し適用が可能となったものです。

2点目の「現場の教職員は変形労働時間制をどのように受け止めているか」、3点目の「変形労働時間制について教育長の考え方」、4点目の「羅臼町は変形労働時間制を導入するのか」についての御質問は関連がございますので合わせて答弁いたします。

教育委員会では、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、国の指針や動向に基づき、道教委が作成する新しい計画に沿って、教職員の時間外勤務等の縮減や外部人材の活

用に向けた取組を喫緊に対応すべく重点的取組に位置づけた、学校における働き方改革のための羅臼町アクションプランを平成31年に策定しました。学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行っております。

そのプランの中で、変形労働時間制度の活用について記載しており、時間外勤務の縮減に努めることとしております。1年間の変形労働時間制に関し、個々の先生の受け止め方についての確認はしておらず、また現在のところ意見としては出されておりませんが、教職員団体の意見としてまずは勤務実態の改善を行うべき、教職員の健康被害を増大しかねないなどの声があるものと認識しております。

教育委員会としては、各学校に対し児童生徒の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うほか、やむを得ず時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる超勤4項目に限るものとし、長時間の時間外勤務をさせた場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を着実に進めるために指導・助言を行うこととしております。

いずれにしましても、学校には児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けて、教員一人一人が子どもたちに向き合う時間を確保し、授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

今後も、国の指針や動向に基づき、道教委が作成する新しい計画に沿って、学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜対応してまいります。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 最初に、変形労働時間制について再質問いたします。

現場の職員については聞き取っていない、そういうこともあるかと思えますけれども、それ以外についてはそれぞれお答えがありました。

実は、この1年単位の変形労働時間制というのは、昨年の12月4日の日に改正教育職員給与特別措置法という、この法律が新たにつくられて、その結果として1年単位で教員の変形労働を認めると、こういうことになっております。

コロナでいろいろあったものですから、休校だとか再開だとか、だから今どんなふうに進めているのかというふうに思っているのですが、実は国は2021年度、来年度です、来年度からこの制度の運用を始めたいというふうに話していたのです。ということになると、今年度、2020年度中に、この町議会、この議会での審議が行われることになるのではないかとこのように思うのですが、この法改正を受けて、今後、当町はどういうスケジュールを持って進めるつもりかお答えをいただきたい。

先ほど教育長のお答えの中で、長時間の時間外勤務をさせた場合には、変形労働時間制や週休日の振替など云々、これらを有効活用してというお話がありましたから、これを進めるというふうに私受け止めたのですが、来年度から国は始めたいと言っているのです

が、どんなスケジュールをお考えになっているか、ちょっとお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） スケジュール間等についてでありますけれども、まず勤務時間等に係る勤務条件につきましては、地方公務員法のほうで勤務条件条例制定主義というのがあります。条例によって定めることとされております。また、小中学校の教職員になります県費負担教職員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございまして、これによって市町村の条例ではなくて、都道府県の条例によって定められるということになっております。

現在、道のほうにおいては、この条例の制定がまだされておられません。聞くところによりますと、文科省からの指針のほうもまだ出ていないということで、道教委のほうでも職員団体の交渉、まだ済んでない状況でございまして、その辺の動向を見極めながら当町としても判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 恐らく、全体として遅れているのだろうというふうに思うのです、コロナの関係で。

今、教育長からお話ありましたけれども、来年度からやるということになりますと、今もう6月、7月に入りますから、本来ならもう3月くらいに通知、省令とか指針とか出ていなければもう間に合わないのです、本来。その後、教育長がおっしゃったように都道府県で条例をつくって、そしてさらに各自治体にそれが下りてきて、お前のところはどうするのだみたいなことで始まっていくのだろうと。そんなふうに思います。

ただ、私、この変形労働時間制に関してこんなふうに考えておまして、この変形労働時間制の制度については教育長のほうからもお話ありましたけれども、繁忙期に1日10時間労働まで可能として、閑散期と合わせて平均で1日当たり8時間に収めると、こういう制度なのです、簡単にいうと。しかし、人の体とか心は、繁忙期の疲労を閑散期で回復できるようになんかなっていない。1年単位の変形労働時間制は、やはり1日8時間労働という、これを完全に根底から崩すものです。

そういう意味では、公立小中学校を要する市町村の教育委員会の教育長に、日本教育新聞がアンケートを取ったのですが、42.2%の教育長が導入に反対している、こういう現状があります。私は、北海道、都道府県条例ですけれども、道もこの条例改正はしないで、各学校もこれはやるべきではないということをちょっと申し上げて、次に移ります。

新型コロナウイルスに関して4点お答えがありました。このコロナの対策については、町長のほうから冒頭のお話の中でも相当いろいろありまして、今のお答えの中でもいろいろお答えがありました。今私たちは何よりも感染拡大を防止して、国民、住民の命を守ること、同時に経済社会活動の制限で生じた暮らしと経営への打撃と苦難を救済して守るために全力を尽くさなければならない。町長もそういうニュアンスで先ほどおっしゃって

たような気がします。ただし、必要なこの施策を実施するためには、制度と大きな財源が不可欠であることから、国に対する要求、要請を強めつつ、同時に市区町村独自の努力、施策の実施が必要だと思えます。特に、地方自治体は、行政として住民や中小業者、企業者の切実な実状をリアルにつかみながら施策をきめ細かくスピーディーに実施できる条件があり、それをフルに生かした対応が求められていると思えます。

4点ほど聞きましたが、医療現場、羅臼町の国保診療所の感染対策設備の状況についてですが、先ほどマスクですとかいろいろありました。連携をさらに密にして、不足が生じることのないようにしていただければというふうに思えます。さっきのお答えの中では、非接触型熱何とか器というのが入った。そういうものも診療所にはあるのかというふうには思っていますが、その話はなかったのです。

次に、学校で安全に学ぶ環境づくりの考え方についてもお答えありました。町長のお答えで大体了解できた部分があるのですが、これから長期間にわたる感染症対策が求められるということを前提にしますと、安全な環境をきちんと整えるということが重要だと思えます。教室内での少人数指導が可能となる教室や人の確保、あるいは全ての子どもたちが使用するために必要なマスクの常備や消毒液、非接触型体温計、ペーパータオル等の物品の配備、これはもう確実に行うことが必要と思えます。

あともう一つ、町長のお答えで触れられていませんでしたが、保健室の体制の確立といえますか、教育委員会のほうも関連すると思えますが、養護教諭の感染防止対策を含めた保健室等での詳細な対応マニュアル、こういうものもきっと必要なのではないかと。発熱と感染が疑われる児童生徒がまず待機隔離する場所、これだって絶対必要ははずなのです。もう用意してあるのかもしれませんが、こういうことが言える。

それから、さらに全てのやはり教職員が感染拡大防止のために必要な最新の知見、あるいは技能、方法を身につけることも大事です。そのためには、教育委員会が全ての学校に必要な情報提供を逐次行くと、このことが求められているのだと思う。

その上で、1点、全ての子どもたちに必要な備品の確保の状況、保健室の体制、学校に必要な情報提供について、教育委員会の考え方をちょっとお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 学校のほうの必要な備品につきましては、校長会等を通して教育委員会と本来は密はよくないのですが、たくさん会議をして、これが必要だ、あれが必要ではないということも含めて話し合った結果、アルコール消毒液とかを毎月配付するとか、それに伴った消耗品を配付するですとか、そういう扱いをしております。そのほかに、学校のほうからは、非接触型の体温計も欲しいということですので、すぐ購入したいとは思っているのですが、物が無いということですので、入り次第来れるようにということで対応しているところです。

そのほか、学校等、保健室等につきましても、校長先生と検討しながら、どうしたら密にならないかということも含めて様々検討している最中でございます。それと、今できる

ことに関しては、学校も教育委員会も精いっぱいやるということで今進めている最中でございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） ぜひそういう方向で詰めていただきたいというふうに思います。

次に、このコロナ危機の中での災害対策についてお答えありました。これから、実は台風ですとか豪雨ですとか、ちょうどこれから風水害が多発する季節を迎えつつあります。この間、震度4程度の地震は、今年に入ってからもちろちで続いています。自然災害は今、我々の社会がコロナ危機で大変だからといって待ってくれるわけではないわけです。山崩れやがけ崩れ、土石流、河川の氾濫、津波などのハザードマップに基づく危険箇所の防災減災の事業を進めつつ、被害が発生した際の避難所、救助や医療の体制、高齢者・障害者の対応など、各自治体が起こり得る事態を想定して、備えを万全にしなければならないというふうに思います。

特に、多くの場合、自治体の防災計画では小中学校の体育館、これが非常に広いわけですから、主要な避難所になっていると思います。しかし、これも先ほど町長触れられていましたが、体育館等、新たな感染クラスターになる危険性があります。とすれば、それに代わる避難所、旅館やホテルなどの宿泊施設をあらかじめどう位置づけ、どう確保するのか。それから、高齢者や障害者へのサポートをどうするのか。また、体育館を活用せざるを得ない場合、留意しなければいけない敷物はどうするのだ、パーテーション、マスク、消毒などどう整備するのか。これ、事態が起きてから考えるということでは恐らく遅いというふうに思います。

今月の10日の道新に、避難所の3密回避の訓練として、市町村職員を対象に新型コロナウイルスなど感染症の対策を取り入れた避難所の運営訓練を7月の初めに実施すると、こういう報道がありました。訓練では、道が定めた避難所運営マニュアルに基づいて、入場前に検温、あるいは健康をチェックするブースを設けることを確認する、また人と人との距離を最低1メートル以上を空けるための間取り、これも検討する。発熱などの症状が出た場合の専用スペースをつくる。国や道は、感染リスクを避けた避難生活実現のため、市町村に対して使い捨てマスクや消毒液、間仕切り板など避難所に備蓄するよう求めている。

ただ、道の調査では、現時点でほとんどの市町村が十分に確保できていないと、こういう新聞記事だった。羅臼町は、体育館等々について、今申し上げたような対応が出されているかどうかお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） ただいまの御質問について、お答えをさせていただきます。

町長のほうの答弁でも申し上げましたとおり、羅臼町では道の避難所マニュアルを基本に、今般避難所運営マニュアルを改正させていただきました。その中で、感染症に対する

様々な対応をするということで、議員御質問の体育館の関係、小学校につきましても、学校等の玄関の感染症時の使用についても、校長先生のほうから了解をいただいて、災害時には使用させていただくという中で、感染症に対応した対策も含めて使用していかねばならないということで、それぞれ現在備蓄をしております感染症に対応した備蓄品、具体的にはマスク、消毒液、屋内用の避難テント、これはパーテーションに代わる物となりますが、そのような物を活用しながら、また学校内の、学校内というか避難所内の避難人数の制限、町長の答弁でも申し上げましたとおり、2メートルないし1メートル間隔を空けた場合の避難、収容できる想定人数も検討しながら、レイアウトしてそれぞれのゾーンを分けながら避難対策に当たっていききたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 先ほど言いました道の7月の訓練、当町からも1人ないし2人行って、よく勉強して、それを羅臼町に生かすというふうにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問したいと思います。行政としての独自支援を含む今後の重点施策についてお話がありました。本議会に感染症対応地方創生臨時交付金を活用する実施計画が提案されてきて、プレミアム商品券とか書いてありました。これは提案されてますが、臨時交付金1兆円が原資で、当町には約6,300万弱、六千二百何十万だったかな交付されています。

御存じのように、毎日道新釧路新聞読むのですが、今日の道新は根室市が何々をする、その前は、鶴居村ではこれをやった、標茶町ではこれをやった、物すごい種類の自治体独自の支援です。物すごい数あります。それを羅臼町で全部やるというのは、これはなかなか難しいと思いますが、御存じのように、国は第1次補正でこの交付金2兆円を決めました。このうちの程度が地方担当事業に配分されるか未定ですが、暮らしあるいは仕事、医療への支援のほか、今申し上げた災害などへの備えなど、事業の追加について羅臼町も恐らく今検討しているのだろうというふうに思います。

その上で、ほかの地区でいろいろやっていますが、それと同じではないと思いますけれども、第2次の町の独自支援について、何点か検討していただきたいことがありますので、これをちょっと申し上げたいと思います。

一つ目は、最初の答弁で答えが、答えがというか町長のほうからお話がありました漁業関係についての支援を検討すると。それで、一つ目は、そこなのです。漁業者を基本に、漁業関連、これの給付金事業を具体化するべきではないか。町長から一番最初に羅臼町の漁業の状況、説明ありました。あれで単純計算すると、漁獲量は2割強減っています。そして、漁獲高は、3割ぐらい減っているのです。これは、漁模様というのは、コロナのせいだというのはなかなか言い切ることができませんが、明らかに外食産業が休みを取ったということで、魚が売れなくなっているのと、値段が下がっているのです。こういう点で、この漁業者に関連した給付金事業を検討していただきたい。これが1点目。

2点目、農業者、酪農をやっている方が何件、十数件あるのですか。この方たちにも何らかの町独自の給付金事業を具体化することができないかというふうに私は思っていますので、検討していただきたい。

二つ目は、休校中の昼食代補助の実施を行う必要があるのではないかと。この生活保護世帯、就学援助者へはもうそれは支給されるのですが、それだけではなくて準要保護世帯にも、こう含んで、これはもうほかの町村いっぱいやっていますから、どういう仕組みか調べればすぐ分かると思う。そんな莫大な額ではなりません。このことについては、厚生労働省から生活保護世帯及び準要保護者に学校給食費相当額を支給する場合、当該経費を令和2年度要保護児童生徒援助費補助金の補助対象経費として差し支えないと、こういうふうに言われています。ぜひ、こういうのを活用してやっていただきたい。

それで、もう一つお願いしたいのですが、特別定額給付金なのです。検討してほしいのは、赤ちゃんです。実は、国は基準日は4月27日と決めてあるのです。だから、28日以降生まれた子どもには、この定額給付金はいっていない。そういうことです。4月の27日までに生まれた方。私考えるのです、同じ学年になる子どもたちに、この格差つけるみたいなこと、そういう意味では独自予算を投入して、赤ちゃんに給付する市町村は、全国で相当広がっています、これに対応するために。いろいろ調べてみると、9月までに生まれた赤ちゃんは10万円給付しますとか、来年の3月までに生まれた子どもは対象にしますとか、期間はいろいろあるのですが、結構、根室もやるとか書いてありましたか、そういうの。

この給付金事業は、地方自治体が自主的に責任を持って処理する実施事務です。特別定額給付金事業の実施、総務大臣通知、今年の4月22日でも市区町村実施する給付事業、これは補助率10分の10で100%なのですが、自治体の判断でほかもやっているということは、各自治体が自分の自治体の判断で、上乘せしているところはないと思うのですが、横出しです。範囲を広げるという方法を取っています。羅臼町も少子化、相当ひどくなっていますし、何人も生まれぬ赤ちゃんです。1年間でどのくらい生まれるのかというのをちょっと私分かりませんが、そんな数ではない。そういう子どもたちに、お母さんに10万円差し上げたら大変喜んでもらえるのではないかとというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、第2次補正の2兆円のうち、どの程度が地方単独事業へ配分されるのか未定です。前回なら6,000万だから、2兆円で2倍だから2倍来るとも思わないし、それから今回の増やしたのは、どっちかと言うと、こういう私が今言ったような給付ではなくて、G o t oキャンペーンみたいなものに、重点だみたいなことを言っているのもありますので、ただ、第1次よりは増えた臨時交付金が入ってくるということは予想されますので、それを活用して、今申し上げた漁業者の関係、農業者の関係、それから給食費の補助、それから赤ちゃん、来年の3月20日まで生まれた赤ちゃんに10万円横出しで差し上げるべきだということを、その事業を具体化をするということを強く求めて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） ここで、午前11時15分まで休憩いたします。

11時15分からまた再開をいたしたいと思います。

午前11時01分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

3番高島讓二君。

高島君。

○3番（高島讓二君） 私も、マスク外させていただきます。

通告しておりますG I G Aスクール構想について及び光回線高速通信網の拡大についての2件について質問いたします。

最初にG I G Aスクール構想についてですが、当初、国は3年後の令和5年度までに全国の小中・特別支援学校などの児童生徒に、1人1台端末と校内通信ネットワークを完備するとしていました。ところが今回、新型コロナウイルス感染症の影響で、学校が臨時休校となり、教育環境に悪影響が出ています。このことによりまして、国は予算を前倒しして、本年度補正予算で全国の小中・特別支援学校などに1人1台端末と校内通信ネットワークの完備、さらには学校の臨時休校などの緊急時に、子どもたちが家庭にいても学習を継続できる環境を整備することを本年度中に実現し、ICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現するとしております。

そこでお聞きしますが、G I G Aスクール構想の概要について、家庭でもつながる通信の環境整備の現状と、未整備の対策について、G I G Aスクール構想によって本町の学校教育は今後どのようになるのかについて、お伺いをお聞きいたします。

2件目は、光回線構想に通信網の拡大について伺います。

本町に光回線は、平成23年に市街地、翌年に春松地区、松法町から幌萌町までが開通し、それ以外の地区は、通信会社の採算が取れないとのことで、峯浜町、海岸町、岬町が取り残され、現在に至っています。

先ほどのG I G Aスクール構想でも触れましたが、臨時休校などの緊急時においても、ICTの活用により、家庭にいても学習を継続できる通信環境を整備することが必要です。このG I G Aスクール構想には、文部科学省のほか、内閣府、総務省、経済産業省が関わり、今後の我が国の教育についてICTを積極的に活用していくことを推進しています。

総務省は、光回線整備について、2020年度補正予算を活用し、光回線未整備の学校を含め、希望する全市町村で進めるとし、昨年3月時点では、全国で66万ある未整備世

帯を、来年度末には18万世帯まで減らすとしています。今回のコロナ禍のように、学校が休校になった場合には、ICTによるオンライン授業、また同時双方向オンライン授業を行う上でも、各家庭での光回線は必要になってきます。また、高齢者の見守りや漁業、観光及びテレワーク、Web会議などにも活用でき、辺境の我がまちにとっては、光回線は重要な通信環境手段となり、取り残された峯浜町、海岸町、岬町に一日も早く取り入れるべきと考えますが、町長のお考えをお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 高島議員から、2件御質問をいただきました。

1件目の御質問につきましては私から、2件目の御質問につきましては町長から答弁させていただきます。

1件目は、GIGAスクール構想についてであります。

3点の御質問をいただきました。1点目はGIGAスクール構想とは何かについての御質問であります。

文部科学省で定めている構想は、情報化社会と言われた時代からグローバル化が一層進展し、様々なものがインターネットに接続され、情報交換することで相互に制御する仕組みや人工知能が新たな価値を生み出す社会、いわゆるSociety（ソサエティ）5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められ、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務であること。

児童生徒1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともにさらなる新型コロナウイルスのような感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとしております。

2点目は、家庭でもつながる通信の環境整備の現状と未整備の対策についてであります。

現在、当町としましても、どのようなものがどの程度まで通信網として整備されており、教育で活用するものとしてどこまで対応できるかなど詳細について調べているところであります。併せて内容としましては、幼小中高校生のそれぞれの家庭でのICT環境についてアンケートを実施している最中ではありますが、小学校及び中学校につきましては、今回のアンケートの結果も加味しながら、対策につきまして関係各課・関係機関等と連携し、財政も含めて検討していかなければならないと認識しているところです。

3点目は、GIGAスクール構想によって本町の学校教育はどのようになるのかについてであります。

学びの変容のイメージとしましては、1人1台端末を整備し、高速通信環境が整備されたという前提ではありますが、一人一人の反応を把握しながらきめ細かな指導、双方向型の

授業展開が可能になることやそれぞれの理解度に応じた個別学習、主体的な調べ学習や音声や写真、動画等を用いた多様な資料・作品の制作活動、多様な考えに触れる機会が増えることや家庭と学校をつないだ学習、情報の収集や発信といった学習、ICTを活用することで様々な教科を横断的につなげた教育など様々な学びが可能になるものと考え、各学校と教育委員会が連携し、当町の子どもにとってどんな学びが必要なのかを考えながら組織的に、計画的に教育大綱、幼小中高一貫教育の実現に向けて活用していきたいと考えております。

この後は、町長から答弁させていただきます。

○町長（湊屋 稔君） 2件目は、光回線の拡大についてであります。

当町における光回線の整備につきましては、平成23年3月に羅臼町商工会が事務局となり、87局である羅臼局と88局である八木浜局を対象とした羅臼町光通信を推進する会を設立し、光ファイバー網の整備に向けた活動により同年12月1日に羅臼局、平成24年10月1日に八木浜局がそれぞれ開通されております。

未整備地区となりました峯浜町地区及び海岸町以北につきましても、高速ブロードバンド化が社会活動や経済活動など地域の発展に有効な手段であるとともに、防災の観点からも光回線の整備に向け通信事業者と協議を重ねてきておりますが、峯浜町酪農地帯に農家が点在していることに加え、両地域とも整備延長が長く、費用対効果やランニングコスト、加入者数の確保など、整備に向けた諸問題が多くあることから未整備のまま現在に至っております。

NTT東日本では、2023年1月31日をもってADSL回線の提供を終了すると発表しており、それまでには、ADSL回線の地域を光ファイバー回線に整備しようと現在順次工事を進めていると聞いております。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による通信需要が急増し、テレワークやWeb会議、オンライン学習などの重要性が高まったことから、2021年度末までに100%光ファイバーにしようと、国の2020年度第2次補正予算に502億円の整備費が盛り込まれ、今後急速に整備が進められるものと思われまます。

これまでのNTT東日本による単独整備事業に加え、国の整備方針により光ファイバーの整備が加速することとなり、2022年度までには、未整備地域にも光ファイバーが提供されるものと思われまます。

未整備地域の町民の皆様には、大変な御不便をおかけしていることと認識しておりますが、当町としてもこの機会を逃すことなく、一日も早く光ファイバーを整備するよう折衝しているところであり、町内全域で利用可能となるよう進めてまいります。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 光回線の考えについて、ただいま町長より力強い御解答をいただきました。一日も早く、光ファイバーを整備するよう折衝しているところであり、町内全域で利用可能となるよう進めてまいりますという回答をいただきました。どうもありがと

うございます。

度々これまで峯浜町、それから海岸町、それから岬町の町民の方々から光にしてくれという要望があったのですけれども、何度か役場を通してそのことを伝えて、NTTと交渉していただきましたけれども、残念ながら採算ベースに合わないということでその都度断られ、今日に至ってやっとそのことが可能になって、町民の方々もこれを聞いてうれしく思うと思います。

また、将来にわたって光回線を全域にやるということは、これからの本町の将来、未来にとって大変重要な基盤になるのではないかというふうに思います。このコロナウイルスの関係で、報道で東京から田舎に移ってこられて、そこでテレワークをやっているというニュースも度々聞いておりますし、会社関係もこのWeb会議、Zoomとか使ってWeb会議をやっているみたいですから、そういう意味では有効な手段になるというふうに私は思います。

GIGAスクール構想についてですが、今教育長のほうから御答弁いただいております。各家庭の通信環境についてですが、今アンケートを実施している最中だということでもありますけれども、現時点での状況を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 幼小中高の各家庭にアンケートをしているのですが、小学校と中学校につきましては、今アンケートを取っている最中ですが、小学校は全体で231件、そのうち回収されたのが170件で73.5%です。その中でインターネットが使えないというのは9件で3.8%、Wi-Fiが使えないというのは13件で5.6%、固定回線がないというのは11件で4.7%。中学生ですが、全体で112件、79件が回答してまして、回収率66.9%で、インターネットが使えないというのは3件、2.6%、Wi-Fiが使えないというのは4件で3.5%、固定回線がないというのは6件で5.3%の回答となっております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） これらに対して方策があると思うのですけれども、これはどうやってカバーされますか。将来、ICTを使った教育の場合には、各家庭に持ち帰った場合に、どういった方策が考えられるのか教えてください。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） インターネット環境のない御家庭での家庭学習のあり方、状況等についての見通しなのですけれども、先ほど申し上げたインターネットが使えないですとかWi-Fiが使えない御家庭を、今のところ全部で四十数件ですか、確認をしているところですが、この中にはいわゆるネット環境の回線が整備されているにも関わらず、何らかの状況で整備をされていない御家庭ですとか、そもそも冒頭おっしゃってました3地区の光回線がもともと通っていない御家庭とか、条件的には様々ございます。

今後、今回のような臨時休業が長期化するような場合の家庭環境に備えまして、とりあえずネット環境自体は各家庭で整備いただくというのが基本になると思うのですが、実際に整備されていないところで急遽家庭学習が必要だということにつきましても、今後ポケットWi-FiですとかポケットWebTといった端末を一時的に町のほうから貸し出して対応するような方向も含めまして、ただいま検討しているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 分かりました。いろいろ国のほうでも、いわゆるWi-Fiの貸し出したとか、それからあと、この通信ネットワーク、それから端末に関しての支援員の紹介もあったと思うのですけれども、我が町ではどういったことになりますか、その辺は。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 今現在、各学校でもどのように指導しているかというのを検討して、研修もしている最中です。その中で支援員が必要かどうかというのも、今後学校と協議しながら進めていくこととなっております。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 経済産業省でも、1人1台端末を学びに生かすということで、EdTechということをやっていますけれども、どのようにこれ考えてますか。EdTech。経産省でやっている。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 高島議員から今言われていましたEdTechについてなのですが、もともとEdTechというものの自体がEducation、教育というものとTechnologyというものを合わせました造語でEdTechと呼んでいるものと認識をしております。このEdTech自体は、教育の領域でいきますと、学校や塾などで教育を実際に提供する現場で活用されるアプリケーションですとかサービス、また自宅ですとか外出先などでいつでもそういう学習、受講ができるオンライン学習の配信サービスなどのテクノロジーを相称してEdTechと呼んでいるものと認識をしております。

現在考えられているものは、このEdTechと、いわゆるeラーニングというものがございまして。こちらのどちらもインターネットを活用した学習方法になるのですけれども、当町としましては、既にeラーニングにつきましても、小中学校全てで導入しておりますので、取り急ぎEdTechを活用してということは、現時点ではちょっと検討していないところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 高島譲二君。

○3番（高島譲二君） EdTechとか利用して、いわゆる千代田区、東京千代田区の麴町中学校なんかは独自のやり方をやっていて、そこには担任の先生が加わらないで、もう子どもたちだけで学習をしているということも、何か調べるとそういうのが出てきます。やり方によっては、いろいろな活用の仕方があるのではないかというふうに思いま

す。

今始まったばかりですから、GIGAスクール構想については、2018年のOECD、加盟国50か国ですか、それでパソコンを学習に授業活用しているというのが、日本は最低なのです。チャットとか、それからゲームには活用しているけれども、そこが一番遅れているということでどんどん成績が下がってきているということに対する危機感ではないかなというふうに私は考えております。そういうことにならないように、我が町も頑張らせていただきたいと思います。

これから子どもたちがICTを積極的に活用することによって、学びの環境ががらっと変わることと思います。GIGAスクールのGIGAというのは、Global and Innovation Gateway for Allの略でございますが、これに日本語訳で見ますと、国際舞台で革新的創造の扉を開けられる学校にしましょうということだそうです。それについて、教育長、どんなふうに考えますか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田宏一君） 冒頭申し上げましたとおり、今後ICTが加速して、世の中パソコンを用いたり、様々なものが変わっていくものと思っております。

また、教育についても、それによって教え方等も、今回のGIGAスクールを通じて変わっていきます。社会はもっと変わっていくと思いますので、子どもたちが社会に出たときに困らないようにというか躊躇しないように、また適応できるような形で今後の教育のほう進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 高島讓二君。

○3番（高島讓二君） ありがとうございます。先生たちも大変だと思うのです。ですから、これから教え方ががらっと変わるということで、私はICT、もう今IOTとかAIとかという時代に入ってますので、それに日本はちょっと遅れているということでの、文科省がちょっと危機感を抱いてこれから教え方を変えようかということだと思っております。それに乗り遅れないようにぜひ頑張らせていただきたい。また先生たちもクラウドを活用することによって公務が大分省略化されると。今まで結構時間がかかっていたものが、少なくなるということで、時間が少なくなるということでもいいのではないかなというふうに私は思っております。

ということでございますので、お答え、どうもありがとうございました。これで、私の質問は終わります。

○議長（佐藤 晶君） 次に1番、加藤勉君。

加藤君。

○1番（加藤 勉君） それでは、私もマスクを取らせて、やらせていただきたいと思います。

私も同じような質問でございまして、多分、さきの質問とダブるところもあるというふうに思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

コロナウイルス感染症が2月から発生をいたしまして、国・道ですとかいろいろな緊急事態宣言等が発令されまして、それぞれ外出自粛ですとか休業要請だとかということで、それぞれに大変な思いをしていたところでございますが、2点についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず最初に、「観光産業の振興」でございます。我が町は、主要産業の一つが観光産業ということで、多大な影響を及ぼしたのではないかと考えております。将来にわたり持続可能な観光の在り方について検討すべきというふうに考えますが、町の考え方を伺います。

2点目ですが、同じく感染症によりまして授業時間数が確保できないでいたのかなというような気がしております。特に学校も休業要請を受けまして、小中学生の授業日数を減少させております。特に受験を控えた中学3年生にとっては大きな社会問題といえますか、全道的に社会問題となっているところでございます。

今年の授業日数の確保策と安心して勉強できる教育環境の整備についての方針をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員から、2件の御質問をいただきました。

1件目の御質問につきましては私から、2件目の御質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

1件目の、緊急事態宣言発令に伴う観光産業振興について、将来にわたり持続可能な観光の在り方について検討すべきと考えるが、町の考え方はどの御質問でございます。

御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大により、当町の観光産業は多大なる影響を受けました。緊急事態宣言解除後、少しずつ客足が戻ってきておりますが、海外との交流も難しい状況にあり、今後の感染状況や収束の度合いによっては、観光需要の回復に多くの時間を費やすことが考えられ、見通しが立たないところです。

そうした状況において、安全・安心な観光が求められていることから、観光地やアクティビティーの選択において、感染予防対策は観光客の大きな関心を集めています。新型コロナウイルス感染拡大を契機に、新しい生活様式、新北海道スタイルによる観光客の意識、行動の変容に対し、受入れ側が適切に対応することが、今後の観光客誘致と交流人口、関係人口の拡大を図る上で、必要条件になってくるものと考えております。

現在、観光船では感染防止策として、乗船時の検温やマスク着用の義務化、乗船人数を制限するなどして営業がされております。また、飲食業では一席ずつ空けて座っていたりなど、ソーシャルディスタンスを実践したり、消毒の徹底をするなどの対策が取られており、各事業所それぞれが感染拡大防止に努めているところです。

現段階において、感染予防と感染拡大防止は持続可能な観光のあり方を考える上で、最優先であると認識しておりますので、観光協会など関係機関と協力し、将来にわたって観光客を呼び込めるよう、感染防止対策に努めたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染拡大を契機に、観光ニーズはさらに多様性を増していくことが予想されますので、新たな観光資源の発掘、魅力の創出についても、関係機関との協力の下、検討をまいります。

この後は、教育長から答弁させていただきます。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（和田 宏一君） 2件目は、新型コロナウイルス感染症による授業時間数の確保について2点の御質問をいただきました。

1点目は、授業時数の確保についての御質問であります。

今回の新型コロナウイルスに係る小学校・中学校の臨時休業につきましては、4月20日から5月31日までとしたところです。

その期間、校長会などで協議を重ねてまいりました。その結果、運動会や体育祭、学習発表会や文化祭につきましては、児童生徒が密集し、近距離での活動や向かい合っでの発声等、接触が多いことから、中止を決めたところです。これによって運動会や文化祭などの準備時間を授業時数に充てることができ、さらに夏季休業を9日間短縮し、8月1日から8月16日までとし、同じく冬季休業を8日間短縮し、12月29日から1月11日までとしたところです。

このことにより、標準時間数を確保できることとなりました。

2点目は、安心して勉強できる教育環境整備の方針についてであります。

国の指導を基本とした登校・下校のルールの徹底、各教室でのソーシャルディスタンス。国からの補助金等を活用し、学校が一番必要な物として考える消毒用アルコールやそれに係る消耗品、密を防ぐための備品などを増やすことで安心して指導できる環境づくりをしたところです。これにより子どもたちは安全・安心して授業に専念できること、教師も安心して指導できる環境を整えたところです。今後も感染拡大防止対策につながる備品等について各学校等と話し合いながら進めていくこととしております。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） どうもありがとうございました。私から観光振興についてちょっと町長の考え方をお聞きしたいのですが、北海道が7月から道民に対する宿泊費の助成制度、どうみん割というのですか、それをやっていくのだということで、当町の宿泊施設もこれに乗っていくのかどうか。何か聞きますと、17日から、昨日あたりからかな、申請入っていたのは。羅臼の宿泊施設もこれらに基づいて大いに観光客を呼び寄せるということで現在取り組んでいるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問であるどうみん割につきましては、ただいまのところ観光協会を中心に、関係するところについて申請を行っている最中でございます。また宿泊施設等々につきましては、例えばその観光を元に観光会社、そういったところを窓口にも、またインターネット等での集客なんかのシステムを使って行えますので、直接的

に宿泊施設が申請を行うということではない方法で利用していくといいますか、使っただけという方向で検討している事業者もいらっしゃるというふうに聞いております。いずれにしても、こういった北海道の施策の中で、十分に当地区でも利用をしていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） せっかくの制度ですので、羅臼でも大いに使える制度としてバックアップをしてやってほしいというふうに思っています。

それから、道議会の本会議の中で、この新型コロナウイルス感染症で打撃を受けている道内観光について、2021年から北海道観光の国づくり行動計画作成をするという発表がございました。これは近場の、近いところの観光客、道内を中心とした観光を取り入れていくということだというふうに思っておりますが、この計画もそのうち、当町にもその計画の素案作りというのが来るのだろうというふうに思っておりますけれども、これらも含めて羅臼町としてどういった方向性を持つのかというのは、この計画は非常に大事になってくるのかなというふうな気がしております。どうかひとつその辺も含めて、疲弊した観光というものを少し活力を与えるような施策を取っていただきたいというふうに思っております。それについては、この後またいろいろな情報が出てくるというふうに思いますので、担当課を中心として取り組んでやってほしいというふうに思っております。

質問は、それで終わりになります。

続きまして、コロナウイルスの関係の学校の関係なのですが、今、夏休み、冬休みを短縮をしていくという、10日間ずつというお話があったのですが、実は、短縮はいいのですが、羅臼町は特異な気象条件で、冬期間学校が臨時休業するというようなことがたびたび起きているのです。1年間のうちにです。ですから、この辺についても、その部分も十分に注意しながら、時間数を確保してほしい。特に卒業式なんかというのは、ずれ込んでいくのかなというふうな気がしております。そうしますと、羅臼町は高校は全員入学という制度なので、受験生というのは余りいないというふうに思いますが、その辺も含めて十分配慮をしていただけてほしいというふうに思っております。

それと、一番気になっているのは、この1か月間臨時休校していた間の学校と校下、父兄との連絡体制について、何か先生方からこういう点、いや、ちょっとできなかったよなだとか、こういうところをもうちょっと町にやってほしかったというところが今まで校長会なんか通じてあったかどうか、その辺1点、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 学務課長。

○学務課長（平田 充君） 休み期間中は、それぞれ学校が1週間に一度、各家庭に電話して、状況等を確認しているということで、報告を聞いております。その中で、特に子ども、家庭から学校のほう、教育委員会に対してこうしてほしいだとかという声は、こちらのほうには入っておりませんでした。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 多分、学校の先生方は大変な苦勞をしていたのだろうというふうに思っております。どこの学校も、父兄の顔が見えずに、大変な思いをしていたということがありましたので、羅臼町でもそのようなことがあったのかなというふうなふうに思っております。

先ほど同僚議員のほうにもちょっと話があったのですが、実はほかのまちで情報システムを利用して情報のやり取り、校下と、先生方と校下とやり取りをしているということが、効果があるようにも見受けられたのですが、オンライン学習というのですか、先生と生徒と、それからそれがあれば校下の父兄たちとのやり取りも十分できるのだろうというふうに思っております。先ほど、オンライン化についても答弁がありましたので、その辺についても十分、お金がかかることではしょうけれども、やってほしいというふうなことをお願いをして、私の一般質問を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時45分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

2番田中良君に発言を許します。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従いまして、2件の質問をさせていただきます。

1点目は、羅臼町の防災について。

羅臼町地域防災計画において、相互応援体制、災害応急対策、救援についてお伺いいたします。

地震、大雨、風雪などの災害発生時の町民への連絡、救援策は。

2点目につきましては、災害発生時の避難所への導線等のマニュアルの町民への周知はどのようなになっているのか。

3点目におきましては、災害時における町民意識の向上について、町はどのように考えているのか。

続きまして、2点目の質問案件でございます。2点目は、地域を支える産業の活性化について、3件お伺いいたします。

まず、第1番目に、漁業の振興についてつくる漁業、育てる漁業の支援策として、令和

元年度に羅臼町畜養計画を策定したと思うが、その施策で令和2年度の計画実行はどのようになっているのか。

2点目は、商工業振興について、新型コロナウイルス感染症対策のプレミアム商品券の発行となる予定ではあるが、その他に現在検討している施策はあるのか。

3点目につきましては、観光の振興については、新型コロナウイルス感染症で大きな打撃を受けている。国・道も対策をしているが、当町としてさらなる支援策を考えているのか。

以上、2点の質問につきまして、再質問はこの後控えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員より、2件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町の防災について、羅臼町地域防災計画において相互応援体制、災害応急対策、救援についての3点の御質問であります。

1点目は、地震、大雨、風雪などの災害発生時の町民への連絡、救援策についてであります。

羅臼町の防災については、羅臼町地域防災計画において、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する減災の考え方を基本に、人命が失われぬことを最重視するとともに、経済的被害が少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならないとしております。

また、防災対策の効果的な推進を図るため、自助、共助及び公助により、町民並びに北海道、防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならないと定めております。

その上で、議員の御質問であります地震や大雨等の自然災害が発生した際の町民への連絡については、本計画の災害応急対策として、災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動について定めており、災害に関する情報及び住民に対する注意事項や災害応急対策とその状況などを、防災行政無線やインターネットメール、広報車等により行うこととしております。

過去の災害発生時においても、防災行政無線をはじめ防災登録メールやエリアメール等を活用し、その時々に必要な情報をお伝えしてまいりました。

また、気象予報において悪天候が予想される際にも、防災行政無線や防災登録メールにより、事前の注意喚起を行っているところです。

救援策としては、災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関し、町をはじめとする救助機関において迅速な救助活動を実施するとともに、被災地の住民や自主防災組織等、可能な限り協力をいただき被災者の救出・救護を実施することとしております。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であること

を踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物資資源を優先して配分し救援に当たることとしております。

2点目は、災害発生時の避難所への動線等のマニュアルの町民への周知はどのようになっているのかとの御質問であります。

災害発生時における避難所への動線マニュアルを具体的に示したものはありませんが、御存じのとおり当町は海岸線からの標高差が大きく、山と海に挟まれた狭隘な海岸線に集落が形成され、避難経路となる基幹道路も市街地区を除くほとんどの地区で単線路となっております。

このような地形にあって、災害が発生した際の避難については、その災害の状況に応じて判断していかなければなりません、平常時から防災ハザードブックで示している指定緊急避難場所等を把握していただくことに併せて、避難経路についても確認をしていただくことが大切であります。

また、避難に当たっては、消防、警察などと協力し避難誘導に当たるとともに、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、自主防災組織や地域住民などと連携しながら、危険が切迫する前に避難できるよう十分に配慮するとともに、防災訓練等を通じて避難場所等の周知を図ってまいります。

3点目は、災害時における町民意識の向上について、町はどのように考えているのかについてであります。

町では毎年実施している羅臼町防災訓練や、隔年で実施しております羅臼町総合防災訓練により、町民の防災意識の普及向上と各防災関係機関の緊密な連携強化に努めております。

また、町広報において「あしたへつながる防災知識」と題し、それぞれの災害に備える知識普及のために、これまで21回にわたって連載を続けているところであります。

この他、児童生徒の防災教育の推進を図るため、羅臼小学校において一日防災学校を実施し、子どもたちの生きる力を育むとともに、学校、地域、行政が連携して地域防災力の向上に努めているところであります。

いずれにいたしましても、このような機会を通じて、町民一人一人が日頃から災害に備え、災害発生時には、まずは、自らの身の安全を守ることが大切であるということを基本に、町民の防災に対する意識向上と知識の普及に努めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様におかれましても、町民に対し平常時からの防災意識の普及向上に御協力いただきますようお願い申し上げます。

2件目は、地域を支える産業の活性化について3点の御質問であります。

1点目の、漁業の振興についてつくる漁業、育てる漁業の支援策として令和元年度に羅臼町畜養計画を策定したと思うが、その施策として令和2年度の計画実行はどのようになっているのかとの御質問であります。

議員のおっしゃるとおり、町として、漁協、専門機関と協議、連携の下、新たな水産資

源の畜養試験を通じて畜養計画を策定し、つくり育てる漁業を推進するとして、執行方針に位置づけております。

これに基づき、令和元年度においては、これまでの研究試験の実績成果なども念頭に、羅臼に合った畜養事業計画策定に向け、専門家の指導や勉強会を計画しておりましたが、スケジュールの調整がつかず、また、新型コロナウイルス感染の影響もあり、策定には至りませんでした。

令和2年度の取組についてですが、計画策定に向けた関係機関との協議の動きと並行し、来春に向けて、ウニの畜養による出荷調整について検証してまいりたいと考えております。

ウニの畜養は過去既に取り組み、採算面で事業継続が困難となっておりましたが、現在は値を上げ、ふるさと納税で取り扱って以来、返礼品としても知名度、人気ともに上昇しております。出荷調整と加工の組合せで、付加価値が一層高まり、雇用の安定・維持につながるものと期待しているところです。

いずれにいたしましても、水産業が低迷状態にある中、羅臼漁協は、将来にわたって持続可能な漁業システムの構築に動き出しておりますので、行政においては、まち全体の調整を図りながら、基幹産業を支えるための事業展開へとつながるよう、取り組んでまいります。

次に、2点目の商工業の振興について、現在検討している施策はあるのかとの御質問と、3点目の観光の振興について、国・道も対策をしているが、当町としてさらなる支援対策を考えているのかとの御質問は、関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大が始まって以来、商工業、観光業に限らず、町内全ての産業を対象に具体的な支援策について、検討を継続してまいりました。現在は行政報告で御説明した、知床らうす海鮮福箱事業に取り組んでおり、今後は、町内の経済対策として消費拡大のためのプレミアム付商品券を8月の事業スタートに向け準備を進めているところでもあります。

新型コロナウイルス感染拡大は一定程度抑えられ、収束ムードにありますが、北海道においては、感染拡大第3波の可能性も危惧されており、予断を許さない状況です。また、今回の新型コロナウイルス感染拡大を契機に、新しい生活様式、新北海道スタイルなど、私たちの日常は明らかに以前とは異なるものとなっております。今後の感染状況や収束の度合いにより、その状況に応じた施策が必要であると考えております。国や北海道の各施策の内容、実施時期を注視し、関係機関との連携のもと、当町にとって効果的な支援策に取り組めるよう、継続して検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） 説明を今いただきましたので、再質問をさせていただきます。

先ほど来も同僚議員に対しまして、この今回の防災につきましては、いろいろと町長から丁寧な答弁がございました。それを踏まえまして、かぶるところが多々ありましたので、ちょっと要点をのみ質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今回、直近で言えば、まず地震よりも先に、この後の大雨等の洪水等につきまして、町からも町民への避難勧告とかそういうものは発令されたときに、先ほど町長がおっしゃったように、避難所につきまして、このコロナ感染症のおかげで、規定よりかなり広範囲な避難所を設定しなければならないような今状態になっていると思われるのです。というのは、避難する先に密を避けるために、ある程度のスペースを設けて避難させるということになると、想定外にかなりの数が受けられなくなるという可能性があります。

それともう1点、その辺につきましては、先ほど坂本議員にもいろいろな、もうさくとかいろいろな体制で説明いただいたので、そのような体制で進んでいかれると思えます。その中で、特に思われるのは、そのときに施設が増えます。当然、避難する場所が。今後、避難できる場所が、先ほど坂本議員もおっしゃったように、例えば旅館であったり、ほかの場所で避難できるような場所、そのときの避難の頭というのですか、指導を取る者が必ず必要になってくると思うのです。というのは、今の避難所であれば、各町内会の組織をお願いして、一時避難したときには、町内会長をはじめその役員の人方にその辺を管理してもらっている間に、町からのいろいろな応援の施策も出ていくという形で、第1次には、まず自分の命を守ることで、自分の、とにかく命を守るのが第一。その後に避難をする場所を設定することなので、ちょっとその辺のあたりで、今後これだけ増えると、多分行政職員だけでは到底手に負えなくなると思われるのです。行政としてどのように防災計画の中でうたっているのか、その辺のあたりちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの田中議員からの御質問でございます。最初のほうで、大雨や洪水などということでございます。まずは、大雨・洪水に関して言いますと、事前にそういった状況になり得るだろうという予測が立つ場合がほとんどだというふうに思っております。

そういった情報をしっかり早い段階で町民に周知をして、また地域によっては、自主防災組織の中で、しっかりその対応を促していくということがまず一番最初に大事なことになるだろうというふうに思っております。その中で、まずは自分の身を守っていただくということを自分の判断の中でしっかりできるような、そういった意識の改革、意識とかそういったものを持っていただくということが大事になるのだろうというふうに思っております。そうした中で、自分がこういう場合はどのような行動を取ったらいいのか、またそれをリードするといいますか、リーダーとしてそれを指示をする側がどういった組織なのかということについては、明確にはそういったマニュアル的なものの中にはありませんけれども、まずは初動としてそういった対策が一番大事になるのだ

ろうというふうに考えております。

避難所のお話も出ておりました。それぞれの起こった災害によって、避難の仕方というのは様々変わってくるのだらうというふうに思っております。大雨や洪水のときに土砂崩れのおそれがある場合、これについては残念ながら羅臼町全域にわたってそういった危険性をはらんでいるというふうに思っておりますので、そういった場合に、やはり最初の段階で、自分がどう判断するのか、そういったことを日頃から情報を流しながら、それぞれに考えていただく機会を増やしていくということが、一番今大事になってくるのだらうというふうに思っております。避難がされた後についてのことについては、しっかりと対応をするということは言うまでもないことだというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） そのように対応していかれると思うことなのですけれども、その中でおきましても、町長が説明したように、羅臼の場合は、狭隘な、こう1本に長い土地柄のこともありますので、ぜひ行政としても、地点、地点の避難場所についての、例えば大雨のときはこういうような避難の仕方、例えば地震のときはこういうような避難の仕方、そしてなおかつ津波等であれば、まず第一に、一番先に自分の身を守ることが先決になろうかと思えます。高いところ逃げるにして、行くにしても、羅臼町の場合は、やはり橋も多いですし、いろいろな孤立するようなケースが多々見られますので、その辺のマニュアル、いわゆるほかのまちのマニュアルとは、かなりうちのまち違うと思うのです。だから、羅臼町独自のやはり対策を考えなければならないということで、ちょっとその辺のあたりを検討していただきたいと思います。

先ほど言ったように、北海道から今回のコロナウイルスに関しましてもいろいろな防災のマニュアルが出てくると思われるので、そういうような内容をいち早くまとめて町民に周知まずしていただきたいと思いますということを踏まえながらも、あと羅臼町の場合、まだ連合町内会の組織がまだしっかりしています。そういうものも活用しながら、ちょっとその辺の情報の打診を早くすると。それで、町民の意見を吸い上げて対応していただきたいと思いますというふうに思っております。

続きまして、防災時における町民意識向上について、まちはどのように考えているということを質問させていただきました。実は、去る6月10日の町内の羅臼町の防災訓練の関係で、2日、3日後に報道新聞によりまして、子どもたちの写真入りでこのように掲載されてありました。こういうところというのは、結構町民見ると思えますので、こういうようなことで、せっかくこういうときやったときだからこそ、もう少し、このときに例えば小学生に防災のマニュアル的な初期衝動というのですか、子どもたちにこの中で考えて行動しろと言っても、やはり小学生だったり、低学年の子どもたちには、そのような自分で考えて行動しろといえば、本当にばらばらになってしまう気がするので、その辺のあたりをきちんとマニュアルとして、せっかく防災訓練やっているのだから、そういうときにちょっと子どもたちに、こういうふうなときはこういうふうに逃げろよとかという、

ちょっと、もうちょっと子どもたち逃げやすいような形をとっていただければありがたいと思います。

それと、特に防災を計画するほうにお願いしたいのですけれども、いかんせん、特に高齢者とか、弱者のことばかり取り上げているようですけれども、災害はいつ起こるかわからないので、特に子どもたちとかが学校行っているときとか、家庭にいれば親が守ることは可能ですけれども、学校に行っている間のこととかも踏まえながら、その辺の考慮をしてみたいかと思われているのです。

それで、坂本議員の中にもいろいろと説明ありまして、特に気になっていたのが、羅臼町、先ほど町長も何か災害が起きたときに防災用品のチェックという話もありましたけれども、意外とこの辺のあたりは、羅臼町の町民は認知が低いと思います。今までそんなに避難しているというケースはないと思われているので、ぜひその辺のあたりでどうでしょうか。羅臼町オリジナルの例えばマニュアルを作って、こういう物が必要だというようなマニュアルをちょっと作成してみたいかと思われているのですが、その辺のあたりはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 防災に対する意識向上ということで、小学生等々の活動について、先日新聞のほうにも載りましたけれども、それにつきましては、学校を通じて、または様々な機会の中でさらに充実させていければというふうに思っておりますし、マニュアル作りですけれども、さまざまなことが考えられると思います。マニュアルは当然作っていくことになると思いますけれども、そのマニュアルを基礎に、とっさのときにどう対応していくかということ、これはもう日々の鍛錬といいますか、日々の意識の持ち方によって大分変わってくるのだというふうに思います。なかなかマニュアルどおりにいかない場合もありますから、そういったことに対応するには、やはり日頃からの訓練であったり、意識であったりするのだろうというふうに思っております。

そういった中で、備蓄品といいますか、家庭内での備蓄品のお話がありました。どういった物を用意するかと。従来まででしたら、例えば自身や大雨や、避難するときに持ち出し品も含めて家庭でこういう物が必要だよ、これを持って逃げようねというような話をしていたと思いますけれども、ここに来てコロナというものに対する対策の部分の持ち出し品というものも必要になってくるのだろうと。もしかすると、今までは体温計だとかマスクだとかという物が準備されてなかった部分も、今後はそういった物が必要になってきたりということがありますので、再度、今現在もし避難するとすれば、こういった物がということも啓発も含めて周知をしていければというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひ、今回コロナで皆さん大変な期間を、自粛をしたり何だりしている。逆に、これがもしかしたらいい機会、自分たちの生活のスタイルというのですか、先ほど町長言ったように、北海道スタイルとは、羅臼町スタイルが当然出てくると思

います。そういうふうに合わせて、ぜひ町民のほうに、そういうような意識的な、必ずしもそれが全部そろえるということが可能かどうかというのは、これ疑問なことですけども、まず自分たちに最小限必要な物の情報提供、分かっているものはある程度用意できるけれども、やはり知らない、意外と知らない人方も多いと思いますし、そういうような形をちょっと啓発していただければ、コロナが起きたにしてもこの対応策にそんなに町民的にうろたえることもないのではないかと。意外とこういうまちですから、誰が誰だというふうに、お互いまち中で意識できるまちですから、そういう特性もありますから、そういうふうなところ生かしながら、必ずしも私はまちのマニュアルが、道のマニュアルが100%だとは思ってませんし、そういうふうに含めましても、やはり羅臼町オリジナルというような、北海道スタイルであれば逆に羅臼町スタイルはこうだよというような発信の仕方のほうがずっといいのかなという気しておりましたので、その辺はよろしく願いしたいと思います。

続きまして、漁業の振興についてなのですが、本来ならば令和2年度から計画がもう実行されてなければならぬというふうに私も捉えていたのですが、このコロナのおかげでちょっと遅れているということ踏まえまして、遅れているにしても来年度はウニの畜養とかそういうことをやっているということなので、ぜひ今回こういうふうに漁業も疲弊してますし、やはりこれはスピードアップしていかなければならないと思います。こういう機会だからこそ、いろいろな自分たちに試されるチャンスが逆にあるという考え方で捉えてもらって、ウニばかりではなく、何か羅臼町オリジナル的なものができるかもしれないですし、いろいろなことを今取り組むには、漁民はじめ町民の意識はある程度持っていると思います。こうやって聞くと、浜がかなり疲弊してますから、やはり漁師の人方も、いや大変なんだ、大変なんだということでやっているのは間違いないです。ただ、この先に、今年はかろうじて昆布が、情報ではいいのではないかとお話しされているので、まず昆布の漁業につきましては、少し去年よりはいいのではないかと。あと、ほかの鮮魚につきましては、これは尾っぽのついているものですから、畑で育てているわけではないので、計画生産はできません。だから、そういうふうなことで、やはりいろいろな支援策が当然あると思います。

それで、先ほど坂本議員にも説明あったように、いろいろな対策をしていくということなのですが、十二分にやはりそういう漁業者はじめ農業の方も、ほかにやはり農業とかもそうですけれども、商工業でさえもこの後に影響がどんどん出てきます。これだけ打撃を受けると、まちの活性化はなくなります。ということで、この議会の中に上程されています、特にらうすきっぷです。プレミアム付商品券。商工業にとっては、大変ありがたいことだというふうに感じています。羅臼の中で8,500万近いお金を回すということは、相乗効果も出ますし、大変いいことだと思っています。

ただし、ちょっと気になっていたところが、せんだっての10日の広報ですか、らうすきっぷについてちらっと情報が出ていたような気がするのですが、交換の日数が何

か1か月足らずでという形で出ていたように感じていたのですけれども、その辺のあたりで交換というのですか、らうすきっぷを購入する期間が1か月足らずで、各家庭上限3万円ということでたしかうたっていたと思うのですけれども、その辺のあたりで、できればちょっと気になっていたのが、1か月の中で自分の生活費などから3万円が町民全員、多分出せないと思われるのです。だから、ぜひその辺のあたりで、いつも言っている低所得者とかそういう人方にもう少し購入の仕方を緩和できるような措置を、せっかくですから取っていただければ、その辺のあたりがちょっと気になっていたもので、その辺のあたりはどのようなふうを考えているのでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 購入の期間の関係でございますけれども、今、企画の段階で、いろいろと調整をしている最中ではございます。ただ、全体の販売期間ということにつきましては、現在8月3日から販売を開始しまして、11月30日までという幅を一応考えてまして、ただ、今までのプレミアム付商品券の取組については、1回目の販売で在庫といいますか、全て売り切ることがなかなか難しいという状況でありましたので、今回は1世帯3万円分を上限にしておりますけれども、残った分については、2次の販売ですとか、そういった形で8月から11月末までの間で皆さんに買っていただくような、そんな計画をしているところです。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） そういう形で販売するのであれば心配ないのですけれども、私の入った情報がちょっと違っていただけなのか、引き換え期間というか、それが1か月足らずしかなかったような感覚でいたものですから、それと額面は1万円からの口数になっているので、ぜひその辺のあたりもまだ計画している最中でしたら、それを例えば5,000円ぐらいの口数に落とすとか、それで合計3万円程度で出してあげれば、期間も長ければ所得の少ない方、1か月にぼんと3万出したりというのは厳しいかと思われるのです。ちょっと、その辺のあたりの配慮もしてあげれば、そんなにらうすきっぷが残るような気がしないのです。前回は1か月程度ぐらいの交換期間しかなかったもので、多分上限あのおとき5万程度ぐらいで決めてやったと思うのです。それで、残った分は再度販売したという感じなので、あのおときに、それでなくても残ったというようなことがあったので、その辺のあたりちょっと、しっかり、せっかくいいものなので、全員に使ってもらおうようにしていただきたいということと、あとあれは羅臼の全店で使えるようになっていると思うのです。いろいろなものを。飲食店はじめ、もしかしたら飲み屋さんでも使えるというようなことだと思うので、その辺のあたりしっかり、ちょっと出すに当たって検討していただきたいと思います。

その辺につきまして、答弁、何かありましたら、補足ありましたら。ありますか。なければ、次、質問いきたいと思っておりますけれども。よろしいですか、そういう形で。

○議長（佐藤 晶君） まちづくり担当課長。

○まちづくり担当課長（石崎佳典君） 商品券の取扱店の関係でございますが、今のところ商工会の加盟団体というところで考えております。これにつきましては、らうすきっぷを使用するということで、まだ計画段階ではありますけれども、商工会に事務委託をして取り扱うといった場合に、商工会の加盟事業所ですか、そこが取扱い事業者として対象というふうになると考えてまして、また加盟団体以外につきましては、なかなか加盟団体であっても協力募集をして、それに応募いただいたところを取扱店に指定しますので、そういった事務の煩雑さもございます、今のところ商工会の加盟団体が取扱店というところで進めているところです。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） その辺のあたりで、商工会ともよく話し合っ、今課長がおっしゃったように、参加してくれるところは、私は商工会の会員でなくてもいいのかなと。商工会に入っていれば、こんな恩恵も受けれるのだといういいPRする機会だと思うのです。商工会自体が。だからぜひ、その辺のあたりも、非加盟であっても受けさせてあげて、本人のほうで受けてくれるのであれば、そんなような感じ、やり方でやってもらえれば、もうちょっと活性化、まちの活性化もできるのかなと思うのです。使うほうも、どこでも使えるのだと思えば気軽に入っていけるだろうし。入口にちょっとらうすきっぷ使えるというシール、ぺたっと貼っておけばそれで済む話だけの世界だと思うのです。

ぜひそんなような形で、やはりどうせなら町民全部に、救えるような使い方をしていただきたいということで、これからいろいろな施策打つに当たっても、何らかの条件がなければやれないとかやれるとかという話でなく、もうちょっと、何ていうのですか、羅臼町の業者というか人方に少しでも多く使ってもらえるようなことを考えてあげて、確かに商工会が煩雑さとはいえ、羅臼町の店は実際に、課長、250件足らずです。使えるところは。それで煩雑だという話には私はならないと思うのです。これが何全件もあって、やつでやると。ちょっと考え方変えれば、切符の交換につきましては、銀行で交換なので、その辺のあたりが商工会から通知入れば、銀行で払出ししてもらえよう、町の金融機関ですからその辺はできると思うのです。その辺のあたりもちょっと商工会と十二分に対応していただければありがたいと思います。

続きまして、観光なのですけれども、一番今回コロナによって、観光は大打撃受けているのは、私もいろいろなところ見ても、一番観光が厳しいのではないかと思っているのです。というのは、今日から幾ら自粛解除になっても、実際に人は今週の、明日土曜日です、土曜、日曜に動くかといったら、かなり動きはにぶいと思います。これが急に旅行に行け、あっちに行けといっても、絶対観光ですぐどうのこうのという今状態にならないかと思われるのです。ですから、観光に関しては、やはり人が来てもらわないと観光にはならないので、いかに羅臼に来てもらえる、羅臼町に人が入ってもらえる。コロナのときは

他町から入ると、うちのまちもコロナに感染するおそれがあるから、やはり町民の皆さんも、特に嫌だと。極端な話ししますと、札幌ナンバーの車が来たら、札幌はコロナいっぱい出ているから札幌の人は来なくてもいいというような、言う町民すらも出てくるようなありさまになっています。

ぜひその辺のあたりで町として観光のPRもせっかくこのまちでやっていくに当たって、何か施策が打てればいいと思っているのです。特に今回、先ほど坂本議員が言ったどうみん割については、羅臼町に泊まってもらうこともいいのですけれども、逆にお返しに羅臼町がほかの近隣のまちへ行くというのも、一つの、羅臼の人が来てくれたからそのお返しに羅臼に行ってみたくて。ぜひこの近いエリアであれば移動が可能だから、そしてあれにつきましても、そんなに数多くの潤沢な資金を投入できるわけではないので、ネットである程度的人数募集したらそれで打ち切ることなので、ぜひ羅臼町の町民にも、よそに行つて羅臼をPRしてくださいというようなことで、逆発想でもいいのではないかと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 観光、このコロナに関しては、観光が非常に大きな打撃を受けているというのは言うまでもないというふうに思っておりますし、田中議員のおっしゃるとおりなのだろうというふうに思います。

このコロナと言われてから、今まで、今日までの間で、ほとんど観光という、観光客という、インバウンドも含めて皆無の状態だったというふうに思います。徐々に解除される中で、若干名ではあるとは思いますが、町外ナンバーであったり、道外ナンバーであったりという車が増えてきているようにも見受けられます。ただ、これ全く、ではコロナの危険がないのかということ、まだまだ心配をしなければいけない状況であるということもあります。ですから、安全対策と観光振興と両輪で動かしていかなければいけない状況がこの先の状況なのだろうというふうに思っております。

そんな中で、1人でも多くの方に来ていただきたいというのは当然皆さん思っておることだろうというふうに思っておりますけれども、それに対する施策としてどういうふうなものがと。先日もいろいろ地域内での会議があつて、いろいろお話をさせていただく中で、やはり遠くから来てくれというのは非常に厳しい、今の状況の中では厳しいのだろうと。であれば、この地域内は、感染者いないと言われてこの地域内で、人が移動し、地域内で経済を循環させていく方法はないのかというようなことを今検討していこうという話をしております。ですから、例えばこの根室地域であったり、釧路地域であったり、オホーツクの地域であったりというような中で、近場で皆さんが行き来をするという中で経済を動かしていこうというふうなお話し合いもされておりますので、これがどんどん進んでいけばいいというふうに思っておりますし、羅臼町もしっかりとその辺のところ羅臼町としての意見も述べて、また取組もしてまいりたいと思っておりますし、もう一つは、5月に知床ナンバーが交付になりました。絵柄のついたものについては、地域振興としての寄附金を

頂戴するということになっています。この後、今月末に、それをどういうふうに関域振興につなげていくかという会議を開く予定となっております。そんな中でも、コロナで大変な状況の中なのですけれども、この7町の中で行き来をしながらこの地域を盛り上げていくという話も出てくるのだろうというふうに思いますので、積極的に進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 田中良君。

○2番（田中 良君） ぜひ、その7町で行うやつについては、今町長がおっしゃったように、お互いに行き来するという、各自町で、こうやって来てくれたらこういう特典ありますよだとか、ちょっとアイデア出し合ったら、意外とこのまちの中でも交流できると思いますし、ぜひその辺のあたりでお互いのまちをPRするというか、そして町長はトップセールスで動いてもらいますけれども、なおかつプラス町民が逆に、出たついでに羅臼町ぜひ紹介してくれよと、その代わりあっち行ったら、中標津行ったり、例えば根室行ったら、こういうような特典あるよというようなことが、例えばできれば、すごくいいのかなと。それについても、近場だったら、これだけ実は、今年度のイベントはほとんど中止になります。ですから、この管内というか隣町の間で交流というのは、ほとんど少なくなると思いますので、いい機会なので、ちょっとその辺のあたりでぜひ捉えた施策を1本打っていただければありがたいと思います。

私は、こうやってとりあえず今、言わせてもらったのですけれども、とにかくこのコロナを逆に逆手に取って、もう少しコロナに対して町として逆にいいPRする機会だという、羅臼町はこんなことやりますよという、ちょっと報道陣に取り上げてもらうばかりではなく、羅臼町オリジナルのものをもうちょっと早く、スピーディーに、経費がかかったり、いろいろな経費、経費がかかろうと思うのですけれども、やはりそれかけた分だけ効果が出るような分をやっていただきたいと思います。

これにつきましては、別段、特にいりませんので、私の質問は以上とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） ここで、午後1時55分まで休憩をいたします。

55分から再開をしたいと思います。

午後 1時45分休憩

---

午後 1時55分再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

4番井上章二君に発言を許します。

井上君。

○4番（井上章二君） 私は、当定例会において補助金、給付金、調整助成金等の現況と

今後の行政施策をお聞きいたします。

現在、まさに世界中が、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに見舞われています。社会生活や経済活動が停滞し、我々の生活も混乱を極め、さらなる長期化に伴い、特に中小企業や個人事業主等の小規模企業者と、そこで働く方々の影響は深刻さを増しています。既に政府による様々な行政手続に関する期限の延長等の特例措置や公的な融資制度、補助金制度、持続化給付金、雇用調整助成金等の支援策が講じられています。

しかし、各事業者の方々がその中から必要な情報を的確に探し出し、対応は困難です。今こそ、日頃から中小企業や個人事業主の方々と接し、地域社会に根差した活動をしている商工会、漁協そして指導的立場にある行政機関は、身近な頼れる相談相手として、寄り添い、この困難を乗り越える支援を行わなければなりません。日々の状況は変化していますが、積極的な支援活動と、感染症防止に配慮した指導活動を進めなければなりません。

そのためには、現状を町長は的確に把握して、地域社会のよりよき発展を願うため、これらの現況を開示願います。

- 1、持続化給付金。
- 2、雇用調整助成金。
- 3、小学校休業等対応助成金。

その他たくさんのお助成金等があるのですが、上記の申請の現況と今後の人口減少、高齢化が続く中において、働く人々、事業の継続等、当町の中小企業の発展と持続について、町としての独自の行政施策を考え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、実施計画が今定例会に6事業が提案されていますが、国・道等の給付、助成金等の整合性の関係はどのように考えているか。また、働く意思があり、職や場所を探している方々の救済措置は、どのように考えておられますか。

大変申し訳ないのですが、私は耳が少し不自由なものですから、少し、オクターブ上げて御答弁願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 井上議員から、補助金、給付金、調整助成金等の現況と、今後の行政施策について3点の御質問をいただきました。

1点目は、持続化給付金、雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金の申請等現況についての御質問であります。

それぞれ各事業主が直接申請するものでありますので、申請状況について正確な把握をすることは困難であることを前提に、お答えをさせていただきます。

持続化給付金については、商工会と漁業協同組合が、それぞれ会員、漁業者に対し、申請に係るサポートをしております。また、役場担当課にも数件の問合せがあり、申請のお手伝いをさせていただきました。それら情報を合わせますと、町内では少なくとも100件以上の事業所が申請をしていることとなります。また、個人のスマートフォンとかからも申請ができることから、ある程度の数の申請がほかにもあるものと思われます。持続

化給付金については、本年12月までの間に一定の条件により、業績が落ち込んだ事業者への支援となりますので、今後も申請数は増えていくと予測しております。

雇用調整助成金につきましては、申請窓口であるハローワークでは、地域別での区分はしていないとのことでありますが、羅臼町からの申請は1桁台と把握しております。

小学校休業等対応助成金については、商工会への問合せもほぼなく、雇用調整助成金の申請状況からも、それほど多くの活用はされていないと推測しております。

国・道の各種助成金等につきましては、申請の簡素化が図られてきておりますが、事務処理が煩雑であることから、北海道の中小企業・小規模企業に対する専門家派遣事業の周知をし、活用を呼びかけているところであります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、実施計画が今定例会に6事業提案されているが、国・道等の給付、助成金等の整合性の関係はどのように考えているかとの御質問です。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じた必要な事業に活用するものであります。当町の実施計画6事業は、国・道などによる各種給付金や助成金等と整合性を図り、他の支援施策の対象とならない経済対策や生活支援対策に活用する計画でありますので、他支援制度との矛盾はないものと考えております。

3点目は、働く意思があり、職や場所を探している方々の救済処置はどのように考えているかとの御質問であります。

国において、この度のコロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例措置が設けられております。また、先日、国の新たな給付金制度として、新型コロナ対応休業支援金が7月からスタートするとの報道がありました。労働者を休ませた企業が雇用調整助成金を利用せず、休業手当が支払われないことが相次いだことが背景として、短時間勤務のパートも対象に、労働者本人による申請、直接給付が特徴とのことであります。

こうした国の制度、そのほか道の制度などを積極的に情報発信するとともに、相談に対する対応を充実させ、対象者に活用していただけるよう努めてまいります。

○議長（佐藤 晶君） 井上章二君。

○4番（井上章二君） 行政報告や4議員の質問が終わり、質問等に対して町長は、親切丁寧に御答弁なされた。しかし、当町は今、人口は4,862名。その中、65歳以上の方は1,501名、約31%です。5年後の町の推定では、約33.6から35%まで増えるだろうと町で予測しているはずなのです。高齢化人口が進んでいる中において、労働人口の労材を図らなければなりません。働く方々の環境づくりとともに、住みやすく子育てのしやすいまちをつくるとともに、パンデミックによる生活、経済困難、長期化する中で、制度をサポートすることが肝要です。

当町では、持続化給付金申請が説明では主に行われていると推測されます。法定上限が

法人が200万、個人が100万です。商工会員の手続上の完了者、およそ25事業所と聞き及んでいます。それから、漁業関係の手続完了者330業者の中で、約3分の1ぐらいですか、95から100ぐらいの事業所が申請を終えていると。

しかし、その中身は分からないのですけれども、全般的に見て、その申請が100%通っていくかというところと85%から94%が大体通っていくのですけれども、その残りが突っ返されたりしていると。そして、もう一度出し直すと、そういうふうなことをやっているわけなのです。事実、私も、中標津へ87事業所の補助金関係やら労働者のことやらをやっているのですけれども、なかなか大変で、これだけでも大変なのですから、さらに事業者が行うということは困難なのです。

だから、本当に事業者の方を考えると、持続化給付金申請をやるにしても非常に、何ていうのですか、個人が考えている以上に、例えば持続化給付金だとか雇用調整金だとか、多くのことがあるわけなのですが、これが集約されているものがあれば、それをはしょって説明されるものですから、いや、私のほうも申請できるのでないか、あなたのほうも申請できるのでないかというけれども、それが除外されると。例えば、失業保険かかっていない人、この人たちも4月から6月30日までの間のは、助成する、個人が申請して受けることができるのです。これは特例法によってなのですが、持続化給付金及び雇用調整助成金が、雇用保険に入っていない人に給付されるものなのです。当町では、これはまだやっていないです。

それから、有給休暇等を与えた者に対しての小学校等の助成金の申請は、今調べたところ不明で、1件も今のところないようですから。しかし、こういうようなことを考えると、4月施行のパートタイム有期雇用労働法では、不合理な待遇さ、差別的な取扱いが禁止されて、正規と非正規で不合理の差があれば、この法律を根拠に損害賠償責任を負う可能性もあるわけなのです。労働者20人以下の事業所、雇用保険に加入している人は、5分の4支給されます。勤務先から給与手当を受けられない労働者は、雇用保険の臨時、先ほど言いましたように、雇用保険の臨時特例法による対象者ですから、自己責任において直接申請をしなければいけないわけなのです。そのためには、事業者が、何か協力を得なければいけないと。しかし、雇ってもらえないのではないかと、そういうふうな心配があるものですから、逡巡している人が非常に多くいらっしゃるわけなのです。

そういうふうなことを考えると、緊急雇用安定金は、加入していない人たちが支給されるのであって、給付金下りて休業の賃金の80%が、60%ではなくて80%が給付される予定になっております。上限は33万円です。どちらにしましても、道独自の休業助成金は、10万、20万、30万等のありますが、いずれも労働者救済は微少な政策です。労働者確保を強力に進めると、労働力の流出と人口減が生じます。進めないと、労働者がここで働いて子育てができるような政策を打ち出していけないと、今でも人口が減っているのですから、それを増やすためにも、やはりここに愛着を持てる行政をやっていかなければならない。

昔は、ちょっと余談になりますけれども、羅臼は一から十まで数える人がいたのです。非常にほのぼのとした温かい羅臼だったのです。イチマだとかサンザイマとかゴロマとかシチマだとかジュウマさんだとかって、一つ飛ばしましたですけれども、そういうふうにして、皆さんが本当に和気あいあいの羅臼町だったのです。昔のように温かいまちをつくらうではありませんか。

だから、労働力の流出を抑えるためにも、相談する対応、対象者に対することについて今求められているのは、官民が一体となってまちの発展と住みやすいまち、住んでいてよかったまち、町長は先頭に立って、町民のよろず相談を立ち上げ、相談ファシリテーターをみんなで考えて、温かい心の優しい行政を行っていただきたいと思います。みんなで温かい行政を願っておりますので、御答弁願います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） このコロナによって、本当に町民皆さんが様々な形で御苦労なさっているということは、私もしっかり感じておりますし、その方々に少しでも支援の手が届くように頑張っていくことは言うまでもないことだというふうに思っております。

そんな中で、このことによって、労働力の不足が生じたり、このまちがぎくしゃくしたり、そういったことが起きないように、当然ながら井上議員のおっしゃるように官民一体となって、優しいまちづくり、心通う行政の施策を今後、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 井上議員。

○4番（井上章二君） 町長が答弁されたのですけれども、実際温かい行政を行うのは、相談をする場所が必要です。相談のファシリテーターセクションは役場に設ける必要があるのではないかとこのように思います。やはり、私は自分で事務所で失業保険の掛かかっていない人、それから雇うということで契約したのですけれども1日も雇ってもらえない人はどうなのとか、そういうふうな相談を受けて、その人たちの給付金の請求をいたしました。やはりその相談する人が、また場所、これすら分からない人がたくさんいらっしゃいます。

私は、自分のことを言って申し訳なかったのですけれども、そういうような人たちを、今が助けなければいけないと思ってやっていますけれども、もう私も91にもなってしまうと、ぼけも入るかもしれませんですけれども、しかし皆さんのために頑張らなければいけないと思うと、やはり一生懸命勉強しなければいけないし、これらの給付金関係だとか何かも、もちろん勉強しなければいけないです。そういうふうなあれで対応しているのですけれども、事務所に2人で対応してもなかなか大変で、ですが、町としてセクションを設けていただけないかと。

そして、町民が役場へ行って相談したらよかったよと、いや、公共職業安定所行きなさいと、これこれこういうふうにして行きなさいと、それから各事業所に、それ言ったら嫌だと思うのであれば、役場からひとつ文書を出しておきましょうと。この温かみがあれば

ば、事業所も、それをやっていただけると思うのです。やはり、幾らかのサポートをしてやっていただきたい。それが私の願いです。

○議長（佐藤 晶君） いいですか、町長。

○町長（湊屋 稔君） まちにそういった窓口、またそういった困っている方々のサポートをできるようなということでもあります。私どもの認識としてですけれども、このコロナにも、ふだんからですけれども、そういった窓口というのは各課に設けているというような認識でありました。ですから、ぜひそういったお悩みを抱えている方、また分からないことがあれば、問合せをいただいたり、来庁していただいて、声をかけていただければというふうに思いますけれども、そういったこともまだまだ町民に認識されてないとすれば、今後もそういったことで、ぜひ、ぜひといたしますか、相談に来ていただければというふうに周知をしっかりと、そういった方々の声を拾っていきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 井上議員。

○4番（井上章二君） どちらにしましても、町長が今言われました、本当に温かい行政を作っていくのだという、その意思が感じられました。いや、今日は本当にうれしく感じるとともに、Thank You very much appreciate your kindness answers. Thank You very much.

終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第6 議案第31号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第31号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第31号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

また、この後予定しております議案第32号から議案第39号につきましては、副町長及び各担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第31号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和2年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,427万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,271万円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

15款国庫支出金6,259万4,000円を追加し、8億6,586万1,000円。2項国庫補助金6,251万7,000円を追加し、7億3,296万4,000円。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に関わる予防対策及び経済対策に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として国から交付されるものでございます。この交付金の活用用途につきましては、3件ございます。1件目は、先般専決処分で実施させていただいた飲食店や観光事業者への経済対策として30万円の給付金事業について、当初知床羅臼まちづくり基金を充当予定でございましたが、交付金の対象となることから2,255万円の財源を振り替えるものでございます。2件目は、水道料金の減免として1,996万7,000円、3件目はプレミアム付商品券発行事業で2,000万円となっております。

3項国庫委託金7万7,000円を追加し、255万1,000円。国民年金システムの年金生活者支援給付金の所得引き当てに関わるシステム改修費に対して国から交付されるものでございます。

16款道支出金349万1,000円を追加し、1億5,896万円、2項道補助金349万1,000円を追加し、6,779万9,000円。この内容につきましては2件ありますが、1件目は羅臼漁業協同組合が事業主体で補助申請しておりました有害生物ヒトデ駆除事業に対して、北方領土隣接地域振興等補助金249万9,000円が採択されたものでございます。2件目は、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として、北海道から99万2,000円が交付されるものであります。

18款1項寄附金255万円を追加し、5億255万円であります。これにつきましては、団体3件、個人5件の皆様から善意の寄附をいただいたものであります。

19款繰入金1項基金繰入金2,228万3,000円を減額し、3億4,435万円。内容につきましては2件ありますが、1件目は、先ほど国庫補助金で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることで、経済対策の30万円給付金事業につきまして、当初充当財源として予定しておりました知床羅臼まちづくり基金を当該交付金に組み替えることで2,255万円の減額、2件目は、介護福祉士の養成を目的として実施しております介護福祉士実務研修支援事業補助金の申請者増加に伴い、その財源を知床羅臼まちづくり基金の地域福祉基金から26万7,000円を追加す

るものであります。

20款1項繰越金、232万3,000円を追加し、930万2,000円でありますが、歳出の財源調整のため、その財源として前年度繰越金に求めるものでございます。

21款諸収入20万1,000円を追加し、8,330万3,000円。3項雑入20万1,000円を追加し、7,982万6,000円。新型コロナウイルス感染拡大防止により、学校給食停止期間中に既に支払われております食材に対しての一部が、全国学校給食連合会から補助されるものであります。

22款1項町債460万円を減額し、10億3,602万9,000円ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、中止とさせていただいた知床開きの財源として充当予定であった知床開き開催事業債を減額するものでございます。

歳入合計4,427万6,000円を追加し、59億2,271万円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費402万1,000円を減額し、3,497万6,000円。新型コロナウイルスの影響により、道外視察や各種会議などが中止になったことによる旅費の減額であります。

2款総務費401万3,000円を追加し、19億8,048万8,000円。1項総務管理費401万3,000円を追加し、19億2,045万1,000円。内容としましては、消防事務組合負担金が93万5,000円。これにつきましては、消火栓の故障によるものでございます。また、団体3件、個人5件の皆様から善意の寄附をいただき、財政調整基金へ145万円、体育文化振興基金へ110万円をそれぞれ積み立てるものであります。また、自治体中間サーバープラットフォームの公開により増額分として52万8,000円でございます。

3款民生費34万4,000円を追加し、5億1,176万9,000円。1項社会福祉費26万7,000円を追加し、4億2,596万8,000円。介護福祉士実務者研修受講者に対して助成しておりますが、研修希望者が増えたことによるものでございます。

3項国民年金事務取扱費7万7,000円を追加し、14万4,000円につきましては、国民年金システムの年金生活者支援給付金の所得引き当てに係るシステム改修費でございます。

4款衛生費2,514万8,000円を追加し、6億8,484万8,000円。1項保健衛生費2,514万8,000円を追加し、2億8,753万4,000円。特別会計の操出金ではありますが、1件目は水道事業会計への操出金が2,400万円、新型コロナウイルスの影響により、町内全世帯と事業用の水道料を減免にしたことにより、一般会計から繰り出しするものでございます。2件目は、国民健康保険診療所事業特別会計操出金で114万8,000円であります。診療所サーバーのエアコンなどの故障によるものでござい

す。

5款農業水産業費249万9,000円を追加し、7,344万5,000円。3項水産業費249万9,000円を追加し、4,818万8,000円。これにつきましては、羅臼漁業協同組合が実施する有害生物ヒトデ駆除事業に対する補助金であります。

6款1項商工費1,530万1,000円を追加し、1億5,032万円。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症による地域経済対策としてプレミアム付商品券発行业務に係る経費として2,000万円の追加、また知床開きの中止に伴って469万9,000円の減額であります。

8款教育費99万2,000円を追加し、9億4,215万8,000円。4項幼稚園費99万2,000円を追加し、3,077万4,000円。新型コロナウイルス感染症対策として、幼稚園の保健衛生用品や空気清浄機等の購入費であります。全額北海道からの補助金でございます。

歳出合計4,427万6,000円を追加し、59億2,271万円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。

1、変更であります。起債の目的は、知床開き開催事業債であります。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、知床開きを中止とさせていただいたことで、限度額を全額減額するものであります。

以上であります。事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。

質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第7 議案第32号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第32号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の5ページをお願いいたします。

議案第32号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

令和2年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,818万3,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

6ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正予算で歳入です。

2款繰入金1項他会計繰入金に114万8,000円を追加し、1億9,816万4,000円。歳出の財源として、一般会計からの繰入金に求めております。

歳入合計は、114万8,000円を追加し、1億9,818万3,000円でございます。

7ページで歳出です。

1款総務費1項総務管理費に114万8,000円を追加し、1億4,856万4,000円です。内容は2件ございまして、地下1階にありますサーバー室の室外エアコンの修繕費93万5,000円と、3階所長室の冷暖房用エアコンの修繕費21万3,000円です。早急な対応が必要なことから、補正をお願いするものでございます。

歳出合計は114万8,000円を追加して、1億9,818万3,000円となるものでございます。

以上でございますが、この補正予算につきましては、6月15日開催の令和2年第3回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、原案のとおり了承をいただいていることを御報告申し上げます。また、別冊資料の17ページから22ページに事項別明細書を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第8 議案第33号 令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第33号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補

正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の8ページをお開き願います。

議案第33号令和2年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、町民生活並びに経済活動を支援するため、水道料金改定による増額分を、今年度請求分につきまして減免することとし、さらには水道の使用水量が多量であります事業用の給水契約者分につきまして、経済的負担が大きいことから、水道料金の70%を今年度請求分につきまして減免することといたしましたことに伴いまして赤字決算が見込まれるため、減免措置により見込まれる減収額を一般会計より補助金として繰り入れるもの、また海岸町の消火栓に故障が発生したことにより、根室北部消防事務組合から受託により工事を実施することによるものであります。

第1条は、総則でございます。令和2年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。令和2年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款水道事業収益を93万5,000円増額し、2億1,219万5,000円。第1項営業収益を2,306万5,000円減額し、1億5,634万1,000円。第2項営業外収益を2,400万円増額し、5,585万4,000円とするものであります。第1項営業収益につきましては、水道計量給水料の減免措置に伴う2,400万円の減額と、受託工事に係る負担金93万5,000円の増額であります。第2項営業外収益につきましては、水道計量給水料の減免措置に伴う一般会計からの補助金であります。

支出でございます。第1款水道事業費用を93万5,000円増額し、2億1,219万5,000円。第1項営業費用を93万5,000円増額し、1億8,269万6,000円とするもので、受託工事による海岸町消火栓修理費用でございます。

なお、別冊資料23ページに詳細につきまして掲載しておりますので、後ほどお目通しのほど、お願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

◎日程第9 議案第34号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第34号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の9ページをお願いします。

議案第34号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

10ページをお願いします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。上程になりました議案第34号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、令和2年4月30日に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が成立、同日施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が講じられることとなったものであります。

今回の改正の趣旨といたしましては、イベントの自粛要請や入国制限など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税及び地方税について無担保かつ延滞金なしで1年間納税を猶予する納税猶予制度の特例、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を2分の1またはゼロとする中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置のほか、文化・芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の適用、自動車税、軽自動車税、環境性能割の臨時的軽減の延長、住宅ローン控除の適用要件の弾力化などの税制上の措置を講じる等の所要の改正が行われたものでありまして、それぞれ関連する項目について必要な改正を行うものであります。

なお、本改正条例につきましては、議案の10ページから11ページに記載のとおりであります。2条立てとして第1条並びに第2条において、それぞれ改正の目的となります事項等に基づいて、条例等の改正を行い、公布の日から施行するものであります。第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものであります。

また、参考資料の4ページに、資料3で説明資料を、6ページに資料4で改正条例の新旧対照表をそれぞれ添付いたしましたので、御参照を願います。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を

許します。

質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

---

◎日程第10 議案第35号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する  
条例の制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第35号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長(松崎博幸君) 議案の12ページをお願いいたします。

議案第35号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

13ページをお願いします。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。今回の改正につきましては、番号法施行令の一部を改正する政令等の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号の通知カードが廃止されたことから、当該通知カードの再交付手数料を削除するものでございます。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通知カードの再交付、1枚500円。個人カードの再交付、1枚800円」を、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、個人カードの再交付、1枚800円」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用する。

なお、別冊で配付してしております参考資料の9ページから14ページにかけて、条例の概要及び新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

---

◎日程第 1 1 議案第 3 6 号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 1 議案第 3 6 号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の 1 4 ページをお願いします。

議案第 3 6 号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1 5 ページをお願いします。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業を行うものは、事業単位ごとに放課後児童支援員を 2 名以上置くこととされており、この支援員は、保育士の資格を有する者などが省令に定める者であって、都道府県知事等が行う研修を修了した者でなければならないとされています。研修需要をより適切に対応することから、中核市でも研修が実施できるとされたことから、基準を定める条例の見直しを行うものです。

続きまして、改正条文でございます。

第 1 0 条第 4 項中、「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございますが、参考資料 1 5 ページ、資料 7 に本条例の概要、続きます参考資料 1 6 ページ、資料 8 に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

◎日程第 1 2 議案第 3 7 号 羅臼町介護保健条例の一部を改正する条例の  
制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 2 議案第 3 7 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する  
条例制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の 1 6 ページをお願いいたします。

議案第 3 7 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1 7 ページをお願いします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感  
染症の影響により一定程度収入が下がった方々などに対して、国民健康保険、国民年金等  
の保険料の免除等を行うとされたことから、介護保険条例におきましてこの財政支援の対  
象となる保険料の減免の取扱いについて整理するものです。介護保険料につきましては、  
これまでも特別な理由がある被保険者に対して、介護保険法の規定に基づき市町村はその  
判断により介護保険料の減免を行うことができるとされておりまして、今回財政支援の対  
象となる新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第 1 号被保険者等の保  
険料の減免期限について、整理を行うものです。

改正条例でございますが、今回の改正は、期間の決まった時限的な措置ですので、本文  
ではなく条例の附則に、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれ  
る場合等における保険料の減免として、附則第 7 条を追加します。

条文については、各記載のとおりで、減免対象とする保険料については、令和 2 年 2 月  
1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期を迎える保険料で、新型コロナウイルス感染  
症により、世帯の生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合に、保険料を減免で  
きるとしたほか、世帯の生計維持者の事業収入が前年の収入額より 3 0 % 以上減少して  
おり、合わせてこの方の前年の合計所得のうち、減少が見込まれる事業収入以外の所得が 4  
0 0 万円以下であることを条件としております。

また、既に条例の減免規定があることから、新型コロナウイルス関連で減免申請する場  
合は、申請期限を別に定めることができるとしております。

1 8 ページに記載しておりますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行  
し、改正後の規定は令和 2 年 2 月 1 日から適用するものでございます。

以上でございますが、別冊資料の 1 7、1 8 ページに資料 9 として羅臼町介護保険条例  
の一部を改正する条例の概要、1 9 ページに一部改正新旧対照表を添付しておりますの

で、後ほど御目通しをお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

### ◎日程第13 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 議案の19ページをお願いします。

議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、峯浜町辺地に係る総合整備計画の内容を別紙のとおり変更するものがあります。

20ページをお願いいたします。

このたびの変更につきましては2点ありまして、1点目は町道整備事業植別1号線、植別2号線における令和元年度の単年度事業費の掲載から、令和元年度から令和3年度までの3か年の総事業費の掲載への変更であり、2点目は、草地整備事業並びに農林漁業体験実習館改修事業の追加で、それぞれ辺地対策事業債の適用を予定しておりますので、その適用条件として辺地の総合整備計画書への掲載と議会の承認が必要であることから上程するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質問を終わります。

---

### ◎日程第14 議案第39号 工事請負契約の締結について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第39号工事請負契約の締結について議題とし

ます。

小野哲也君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、離席退場願います。

(小野議員 離席退場)

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長(野田泰寿君) 議案の21ページをお願いいたします。

議案第39号工事請負契約の締結についてでございます。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的については、町民体育館改修工事であります。

契約の方法は、随意契約とさせていただきました。

契約金額は、5億9,510万円。

契約の相手方は、廣木・小野特定建設工事共同企業体。代表者の住所は、標津郡中標津町西7条北1丁目1番地。氏名は、廣木建設株式会社、代表取締役廣木智でございます。

なお、契約の方法につきましては、一般競争入札により入札を執行いたしました。1回目及び2回目におきましても、最低価格が予定価格の範囲内とならず、不落となったため、予算・決算及び会計で第99条2の規定により、随意契約に向けて2回目の最低価格入札者と積算内容について協議を行い、見積書を聴取したところ、予定価格の範囲内でありましたので、見積り契約でありましたので、決定したものでございます。

予定工期については、契約締結の翌日から令和3年3月19日までとしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。

質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質問を終わります。

小野哲也君、入場着席願います。

(小野議員 入場着席)

---

### ◎閉会宣告

---

○議長(佐藤 晶君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月24日は、午前10時開議といたします。議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時00分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員